

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年12月14日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 議案第59号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第7 議案第60号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第8 議案第61号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第10 議案第63号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第64号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第65号 平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第67号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第68号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第69号 財産の取得について
- 日程第17 発議第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を
求める意見書について
- 日程第18 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安 江 真 治	2番	安 保 泰 男
3番	安 江 健 二	4番	今 井 美 和
5番	今 井 美 道	6番	桂 川 一 喜
7番	樋 口 春 市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎 教 育 長 安 江 雅 信

参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	地域振興課長	桂川憲生
産業振興課長	今井稔	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	会計管理者	今井英樹
国保診療所 事務局長	河田孝	保健福祉課長	伊藤保夫
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから平成30年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの5日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成30年12月14日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。

例月出納検査結果報告。

平成30年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成30年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成30年9月26日、10月31日及び11月27日。

3. 検査の結果 平成30年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続いて、定例監査結果報告書を別冊に出しておりますので、朗読をさせていただきます。

定例監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年10月23日、24日及び同月25日の3日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。なお、同法同条第10項の規定により意見書を付する。

平成30年12月14日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美道。東白川村長 今井俊郎様、東白川村議会議長 樋口春市様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
4. 最小の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 平成30年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 平成30年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

3. 平成29年度末の村税等の滞納分が30年度に調定され収入督促がされているかの監査。

4. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査。

5. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。

6. その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 農林施設、福祉施設、体育施設の利用状況及び維持管理の状況。

2. 平成30年度に補助金を交付した施設や備品の完成状況等の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成30年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は50億721万円で、予算執行状況は、収入済額24億5,437万8,359円、支出済額18億5,921万1,838円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は6億2,224万1,491円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金6億2,122万6,081円、当座預金5万2,390円、土地開発基金土地購入分96万3,020円であり、歳出予算執行率37.1%で、前年度同期と比較すると2.1ポイント下回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると1,722万664円減の15億6,617万8,787円です。その内容は、定期預金23口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と同額で1億3,316万円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、51枚1億1,716万1,500円、債権1団体300万円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は、適正であり正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

平成29年度末の村税等の滞納繰越額は1,514万7,161円であり、それが30年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、税務関係諸税については適正に処理されていましたが、使用料で科目誤りがありました。納入の督促をなされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分184万9,084円が納付されていましたが、一部の未収金で納入の督促が定期的に行われていないように感じました。

なお、村税等主な9月末の滞納額は、次のとおりであります。

次表に出しておりますけれども、30年度9月末の数字のみ読み上げさせていただきます。

村税704万1,973円、国民健康保険税504万7,205円、介護保険料19万5,400円、CATV使用料232万4,050円、簡易水道使用料21万7,700円、後期高齢者医療保険料7万9,800円、国保診療所診療費等23万7,032円、合計1,514万3,160円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと、263万1,725円減少しており、徴収に努力されていることは評価しますが、これは前年度において約159万円不納欠損されたことが要因しており、まだ多額の滞納がありますので、引き続き一層の努力をお願いします。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等17事業について調査を行いました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は全て適切に処理されてきました。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

今回の定例監査では、村が交付している補助金について5事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

次に、現地監査で気づいたことを申し上げます。

農林施設、消防施設、体育施設の管理状況は、適正に管理され、周辺の環境整備もできていたと思います。村が所有する建物でせせらぎ荘の屋根の腐食、村民センター4階和室の雨漏りについては早急に修繕を検討されたい。

結び。

平成30年度の定例監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただきありが

とうございました。

現在の景気は、東京五輪など需要向け建設投資や、人手不足に伴う省力化投資がふえ、好調な企業収益を背景に、個人消費の緩やかな回復が国内景気を下支えすると予想されていますが、中山間地域では景気の実感はありません。

フォレストスタイル事業は、順調に契約件数を伸ばしており、新たな取り組みも実施されているようですし、つちのこメンバーズカード事業も村外からの消費拡大につながっていると思います。さらに、村が元気になるように活性化に取り組まれることを期待しております。

東白川村においては、第5次総合計画等に基づき村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、老朽建物など、更新が必要な施設が多くあると思います。現在の借入償還残高は、一般会計、特別会計合わせて38億9,961万5,000円あります。29年度の元金償還額は3億4,824万5,000円、一方、借入額は5億714万円で、償還額より借入額のほうが多くなっております。既に31年度の予算編成も始まっていると思いますが、CATV施設の光化、中学校体育館改修工事等が計画されており、多額の借り入れはやむを得ないと思いますが、英知を結集して、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明いたします。

平成30年12月14日、次のとおり、議員を派遣します。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げをいたします。

1. 総務省陳情、村の活性化に資する、東京、平成30年12月19日、今井美道。
2. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成30年12月23日、議員全員。
3. 東白川村消防団出初め式、地域の防火防災に資する、東白川小学校、平成31年1月5日、議員全員。

4. 平成31年東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する、東白川中学校、平成31年1月13日、議員全員。

5. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成31年2月6日、桂川一喜議員。

6. 小学校かがやき学習発表会、児童の健全育成に資する、東白川小学校、平成31年2月23日、桂川一喜議員。

以下は既に議長決裁で議員派遣が行われていますので、読み上げはいたしません。書面の確認をいただきたいと思います。

以上で議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江真治君。

[1番 安江真治君 一般質問]

○1番（安江真治君）

低迷を続ける本村の茶業について。

村長は、ことし3月の議会で今年度は非常に大事な年になると認識していると発言しておられますが、今年度の茶業振興策としてどのような取り組みがなされているのか、その進捗状況、また成果について御説明ください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江真治議員の質問にお答えをします。

まず、販売対策についてでございますが、OKB総研との事業において1芯1葉で摘採した品評会茶を使つてのボトリングティーをロイヤルブルーティージャパン社に委託して、試作をしております。今年度は試作で、来年度分から販売できるようにしてまいります。通常、OEMを行わないボトリングティーのトップ企業が、今回、OKB総研を通じて製作を行っていただくことができ、希少性、まれで少ないという意味でございますが、これがあり、トップとなる商品をつくってPRの象徴とし、この商品がトップにあることにより、傘下の東白川村の従来のお茶によい影響を及ぼすことを狙っている販売戦略でございます。

次に、東京方面への販路拡大に関しては、定期的に販促イベント、PRイベントへ出展をしております、その折に東京のお茶関係のお店とのつながりづくりを続けております。今年度、お茶関係の雑誌にも多く取り上げられる表参道のお茶の専門店での取り扱いが始まりました。大きな単位での茶葉が動いているわけではないわけですが、有名店だけあって、そこのお客さんのSNSでも取り上げられるなどのPR効果や、あのお店で扱っているというだけで他の営業で認められる効果も感じておるところでございます。

これらは小さな営業の積み重ねによるものであり、今後も継続をしてまいりたいと思っております。

OKB総研との連携では、小牧市の食品加工メーカーとの取引を照会してもらうなど、ほかにも販路開拓の成果は上がっていると確信をしております。

また、次に産地構造改革についてでございますけど、販売対策と同様に、OKB総研が2つの組合の総会資料や固定資産台帳をもとに現状分析を行っております。今月の中旬には中間報告を受ける予定でございますが、それを用いて各組合とのヒアリングも行い、分析結果に肉づけを行っていくこととなります。今後の産地としての形を考える際の基礎資料にしていきたいと考えております。

現段階では、東白川製茶組合は在庫茶と生葉の出荷量の低下による加工経費の増大、五加茶生産組合では、施設の老朽化と担い手の高齢化が直面する課題となっております。

茶業振興会役員の皆さんを中心に、2組合2工場から1工場化へも検討を続けていただいております。

今年度、五加茶生産組合の特別栽培の生葉を東白川製茶組合の工場加工し、残留農薬の検査を行いました。工場稼働のその日の最初の加工でもんだもの、いわゆる前日の掃除が済んだ後での状

態と、その後、慣行栽培である東白川製茶組合の生葉を1日加工して、その日の最後に再び五加の生葉を持ち込んでmondのもの2点を検査に出し、どちらも残留農薬が出なかったことは、今後の展望を検討する上で大きな材料になる成果を得られたと思っております。

以上が現在での進捗状況、あるいは私どもが成果として感じておる点でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

ただいまのお話の中で主に販売部門に関しましては、ボトリングティーの戦略などは今後の展開に期待の持てるところでありますし、これまでの成果についても評価できるものと思います。販売戦略においては継続していくことが大切でありますので、来年度以降も引き続き推進していくべきであると思っております。

一方で生産部門に目を向けますと、東白川製茶組合は現在も平成30年産の在庫を抱えた状態にあります。来年度の白川市場も大変厳しい見通しとなっており、市場の状況によっては来年中にも組合の運営が行き詰まる可能性があります。

万が一、東白川製茶の生産が停止した場合、新世紀工房にも深刻な影響が及びますが、このような状況を踏まえ、組合に対し直接支援を行う考えをお持ちでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

平成26年度から始まった村と組合がそれぞれ出資をして行う茶業経営安定化基金、これは平成31年度でひとまず終結をいたします。現段階での基金の残額は、東白川製茶組合が331万4,000円、五加茶生産組合が294万4,000円となっています。

御指摘のとおり、東白川製茶では、現在、6トン余りの在庫を抱えております。この金額は、およそ970万円ほどとなっております。今後、例年ではお茶の取引が活発になる年末年始を迎えるということもございますので、全部が在庫として来年度に繰り越すということはないかとは思いますが、組合の運営が非常に厳しい状況であることは重々認識をいたしております。

そこで、今後の方法として、組合に対して直接支援も含めて流通改革についてOKB総研からの調査、提案をもとに、茶業振興会、2つの茶生産組合、白川茶連、めぐみの農協、白川町など関係者の英知を結集して、その方向性を求めていきたいと考えております。その結果を踏まえて、新しいシステムの構築に対して資金が必要になってくると考えております。その検討期には、また十分な検討の上での対応を考えてございます。

また、来年度の組合運営については、今、御指摘のとおり、非常に厳しい状況ということから、緊急的な要請がある場合も想定しておかなければならないと、このようには考えているところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

仮に基金面での支援を行ったとしても、これは一時的なものでありますので、やはり支援と同時に組合の改革を行う必要があると思います。

そこで、改革案についてであります。工場の運営はみのりの郷で行い、2つの組合の解散も視野に入れて生産体制を再構築してはいかがでしょうか。いち早く生産体制を安定させることで、白川町で工場が閉鎖された場合の受け皿となります。その受け入れに際して、栽培管理は東白川基準で行うこととし、白川茶をより高品質で、より強いブランドへと生まれ変わらせます。こうして東白川が白川茶の中心を担うことで茶業の再生につながると考えますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江議員御提案の趣旨が私の先ほどの質問でお答えした流通改革と同じ方向であると考えておりまして、極めて的を射た御提案であると思います。

今後ですが、みのりの郷がどのような役割を負うのか、新世紀工房の営業方法をどうするのか、2つの組合の協調も必要になってまいります。

現在、茶業振興会の中でいろいろな条件整備について調整やら協議を重ねてきており、その柱がOKB総研の調査と提言になってくるということは先ほどお答えをしたとおりでございます。

来年度で結論を出し、東白川村の茶業の生産者から流通業者までの新しい流通改革を構築する考えであります。このことは数年前から私も考えていたことであり、いよいよ結論を出す局面であると思っております。

平成31年度は部分的な改革を進めながら、タイムスケジュールをしっかりと立てて、32年度には新しいシステムが構築でき、それが動き出すように、関係の皆様の御協力と御英断をお願いしたいと思っております。

以上で答弁いたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

OKB総研の回答を待つということですが、回答が出ましたら速やかに実行できるような体制づくりを組合側とも協議して進めたいと思います。

いずれにしましても、来年度中にも改革がスタートするというところでありますので、これを聞いて

て農家は意欲を取り戻すのではないのでしょうか。このまま農家が疲弊し、意欲を失ってしまえば、茶業の再生は不可能となります。幸い、今はまだ改革を実現できる若くて意欲のある生産者があります。今がまさに改革の適期であると申し上げて、質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

きょうは、一問一答方式にて2点質問いたします。

まず、子育て支援について質問いたします。

子供たちにはいろいろな助成金、補助制度があり、子育て環境の充実がより一層求められています。そのいろいろな支援制度の中に出産祝い金制度があります。1つ目は、この出産祝い金制度に関しての質問です。

子育てをする若い世代や、将来の納税者である子供の人口を増加するためにこの施策を行っており、特に過疎化が深刻となっている地方の自治体に多くあります。金額は5万円から100万円と、各自治体によって幅広く、第1子の出産からもらえる自治体もあれば、第2子以降、第3子以降と、もらえる条件もさまざまです。

村も出産祝い金を出しておりますので状況を説明いたしますと、1子目5万円、2子目10万円、3子目20万円、4子目30万円となります。

出産時の祝い金はとてもうれしいものです。出産で必要となるものを購入したり、子供たちの将来のために貯金しておくなど、いろいろな使い道があります。

しかし、この祝い金ですが、子供さんとともに村に帰ってきた方、村に移住された方は対象にならず、村からの祝い金がないまま村で育ちます。

別の制度、国の施策の児童手当制度については、家庭における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付で、ゼロ歳から中学卒業までの児童を養育している方に支給されるものもありますが、これは別と考えます。

そこで、質問です。

出産祝い金は、生後6カ月以内に申請し、一度にいただけるものです。Iターン、Uターンの方のお子さんをお持ちの方にも平等に補助できる方法はないのでしょうか。村で成長していく子全てに祝い金を受け取れる制度の改正を考えていただきたいと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

まず、出産祝い金の目的は、議員御指摘のとおり、次代を担う子の出産を奨励し、健全な発育の

推進に資するとされており、議員が御提案されました成長していく子供全てに祝い金が受け取れる制度となりますと、別の祝い金制度を考えていく必要があると考えます。

議員が御指摘されたIターン、あるいはUターンの方にも平等に受け取れる制度となりますと、例えば保育園入園時、小学校入校時、中学校入校時など、そのお子様が成長していく段階に応じて祝い金をお届けする、受け取っていただく仕組みが考えられると思います。

しかし、今の段階では、出産祝い金条例を見直すのか、また新たな制度を構築していくのかなど、まだ具体的に考えがまとまっている段階ではありません。

今後、御提案を受け、いろいろな方々の御意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

いろいろな方の御意見を聞いていただきたいと思うんですけども、Iターン、Uターン者の方々でお子様をお持ちの方は、私たちは全く村からの祝い金をもらっていないんだという話も実際にお聞きしております。成長祝い金という形でいただけるのなら、これから本当にそういう形で考えていただきたいと思います。それが成長していく村の子供、村の宝である子供たちへ新たな取り組みで移住・定住を促進できればと期待したいと思いますが、村長の思いをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私がいつも口癖のように言うように、この子供さんたちは村の宝ということでございます。このことを考えれば、当然移住、あるいはIターン、Uターン等でお子様を連れてこの村で生活をしていただく方にも何らかの制度があるといいなというふうには思います。

ただ、今、その制度の設計については考えが始まったばかりでございますし、財源ということも全体的な事業の中で、豊富な財源を持つ村ではないことは議員も御承知のことと思いますが、やはり補助制度をつくるには将来にわたって大きな資金が必要となってくるということから、今の制度の見直しも含め、あるいは新しい財源の掘り起こし等も考え、深掘りをしながら構築をしていかなければならないと考えております。

また、仮にこの制度ができたといえましたら、これは情報発信をしっかりして、移住、あるいはIターン、Uターンの促進策にも大変重要なファクターになるというふうには考えておりますので、今後検討させていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

子供は出産祝い金で、1人目、2人目、3人目と産むんですけど、結局、その生まれてから大学を卒業するまで全て公立の場合は、1人当たり約3,000万かかると言われています。それが全て私立の場合は6,000万かかると言われております。子供がこの村にいるうちは、せめて高校までは村から通っていただいて、成長祝い金をいただいて、お金がかからないように、そして村にまた帰っていただける子供たちがいることを願えるような政策をこれから考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ただいまの出産祝い金のほか、子ども・子育て分野の支援、助成金、村で生まれてから成人になるまでの支援は手厚くなっております。ことし10月から濃飛バスの運行が変わりました。自宅から通う高校生の支援として通学補助を出しておりますが、路線縮小、運行時間の拡大、運賃値下げ等で利用する高校生の補助の状態は変わるのか、お聞きします。

○議長（樋口春市君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

4番議員御質問の高校生通学支援のことについてですが、10月1日より濃飛バス運行が大幅に見直しをされました。より利用しやすい運行時間の増便、手軽に利用できる運賃の値下げで住民の皆さんが非常に利用しやすい環境になったと思っています。

こうした濃飛バス運行見直しによって高校生も、今後、特に下校時間の増便などにより利用しやすいことにつながると思っています。

また、通学支援補助金につきましては、運賃が安くなったからといって、現状どおり濃飛バス利用者につきましては運賃100%補助ですので、自宅からJR白川口駅までの補助金要綱の見直しは必要ないかと思っています。

ただし、JRを利用して高校まで通学については補助金を現状より2,000円増額したことで、より手厚い支援内容になっています。

後期の申請より、2月になります適用になりますので、その際に利用者及び住民の皆さんへお知らせできると思っていますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

状況には変わりはなく、通っている子には2,000円の増額ということで、それを2月に皆さんに伝えるということで、今回、このCATVの放送を見られた方に関しては、先にその情報を知ったということによろしいですね。はい。

それでは、今の10月から始まった白川口発20時5分というのができました。先ほども、帰りのバスがふえたことで高校生たちはすごく喜んでおります。私の子供が通っていたころも、この

便はずうっと欲しかった便で、親御さんたちも喜んでいていると思います。

こういう高校生たちが村から通うという選択もふえることと思いますが、高校生通学支援補助利用者の数は、申請が、先ほども言いました年度末なのでわからないと思いますが、今後、何を期待するか、お聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この夕方の帰りの便、10月は白川口駅を20時5分に出るバスですが、71人が乗車をしております。11月20日までの調査では、11月は44人ということで、非常にたくさんの方が利用しておっしゃいます。

その1本前の18時40分発のバスですが、これが10月で186人、11月20日までで114人ということで、非常に多くの方が利用していただいているというふうに思っております。

こうしたことで地元から通う高校生がふえるということは、やはり高校までの多感な時代を地元で育てただけということ、これは村にとっては大変大きな財産といえますか、価値があるというふうに思っております。

その後の進学は、それは個人の自由でございますが、先ほども言いました一番多感な時代にこの村で育てただけと、このことがきつと将来の東白川村の人材となる、そういった人たちを育てていくことと確信をいたしておりますので、今後もこういった面での自宅通学者への支援というか、なるべく通っていただけるような政策をしっかりととっていきたい、このように考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

手厚い支援もありまして、この遅く20時5分という便ができたことで、71人も既に通っている方がいるということで、どんどん利用して、またこの補助の周知をどんどん広めて、いろいろな支援策で子育てしやすい環境をより一層進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、村の行事、補助制度の周知について質問いたします。

村では、子育て支援、総合福祉、学校教育など生活するための補助金、助成金などをいろいろな分野で出しております。しかしながら、なかなか周知できていないことを10月の行政懇談会で村民の皆様の御意見をお聞きし、思いました。

保育園や小学校の遠足等バスの借り上げ料は村が負担しておりますが、出してほしいと要望の声上がる。建物を壊すための補助など、各種補助、助成金を御存じない方がいる。今の状態では、なかなか周知されていないことを知りました。

そこで、質問です。

村は、このような状態について、今の周知の仕方と今後の周知についてどのように考えておられるか、村長に伺います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村の行事や補助金制度の村民への周知方法、また今後の周知の仕方についての御質問について回答をさせていただきます。

今井美和議員の御指摘のとおり、10月に村内6カ所で開催をいたしました集落座談会の中で補助金制度について周知されていないという御意見をいただきました。

また、個別で担当職員との対話の中で、補助制度があることを初めて知ったという方もおられます。

まず、今の周知の方法ですが、新年度予算の編成終了後の2月ごろに各部署の補助金制度を集約いたしまして、「東白川村補助金一覧表」という冊子を作成し、毎年4月に開催します事務嘱託員会議で区長さん及び自治会長さんに対して補助金の概要を説明させていただき、また自治会長さんを通じて各戸配布をさせていただいております。また、自治会長さんを対象にした景観保全事業補助金などは、4月の事務嘱託員会議で直接担当課長より説明をいたしております。

また、新しい補助金制度や終了となる補助金制度等があった場合は、広報ひがしらかわへの掲載や、チラシを作成し、各戸配布をさせていただいております。

次に、今後の周知方法ですが、この毎年作成しています補助金一覧表については保存版として1年間大切に保管していただけるよう事務嘱託員会議でお願いはしておりますが、なかなか保存を見ていただける方も少ないようですので、その対応として、1年間を前期と後期に分け、年2回作成し、配布することも検討したいと思っております。

また、ことしから補助金一覧表を東白川村ホームページに掲載させていただいております。

その他の周知方法としては、補助金申請の時期を逃さないように配慮するために、申請時期の前に広報やCATVやチラシなどを活用したきめ細やかな周知をしていきたいと考えております。

補助金制度のほかに、今井議員より指摘がありました村の行事等につきましても、チラシの配布時期がおくれたり、周知不足で御迷惑をおかけしていることもありましたので、今後は満遍なく、できる限り情報が行き渡るように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一覧表を私も持っておりますが、その一覧表をなくしてしまったとか、見ていないとかと言われる方も見えます。今度は2回配布を検討されているということなので、周知の仕方もこれからもっ

と考えていかなければならないと思いますが、きょうのこの質問をしたこともCATVで放送されますが、そのCATVの放送を見ておられない方は、こういう状況だということもわからないでしょうし、この情報を議会報に私たち議員が載せたとしても、その議会報を読んでいただければ伝わりません。これは一つ一つ丁寧に説明していく方法しかないのかもしれませんが、伝える努力はしていきたいと思っております。

それでは、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

サロン建設計画について御質問します。

サロン建設計画の見直しにより、3つ目のサロン建設が越原センター改修の計画へと変更され、現在、改修計画が進められています。その村長の英断には多くの称賛の声が寄せられています。方法は変更になったものの、最終目的にぶれがないことは、これまでの会議の内容からも十分理解できます。しかし、会議の内容を全ての村民が知っているわけではありません。

そこで、改めて村長のサロン建設計画に定められた思いや目的を村民にわかりやすい形で御説明ください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

サロン建設計画について、その目的や私の思いについての御質問でございます。

この交流サロンは、高齢化社会の健康と福祉の増進のため、今後絶対に必要になる施設であると考え、私の4年間の選挙公約にも掲げ、整備を進めてまいりました。

神土の交流サロン「ふれあい」は、初期の目的どおり、高齢者の健康と福祉の増進を目的として、喫茶コーナーやカラーリングなどのレクリエーション、災害時の1次避難所的活用、集会などの多目的な目的を持った施設としました。2次的な使い方として、子供たちもサロンを訪れ、世代間の交流の場となっています。

五加の交流サロンは、建設場所の設定については、村営住宅整備計画と五加運動場管理棟の兼ね合い、旧五加保育園舎の耐震の問題等を考え、サロン整備計画を地元の皆さんに投げかけ、熱心に議論をしていただき、活発に活動していただいております人形劇「サークルかくれんぼ」などのサークル活動の場と、神土と同様の健康増進のためのカラーリングの練習もできる場所にしました。おかげで健康増進のための機能も果たしながら、地域の皆さんに大変喜んでいただき、運営自体も地元の委員会で管理していただいております。女性や高齢者の皆さんの社会参加の場としても大変有効であると感じております。

越原のサロン建設計画については、神土、五加とは異なった目的を持った施設として、耐震構造でない旧越原保育園で活動していただいていた子育てママの会と子育て支援室の活動拠点としての機能をあわせ持つ施設とする構想で、地元の自治会役員、老人クラブ役員、子育て世代の関係者の皆様を委員として協議を重ねてまいりました。

数回の協議の結果、昨年9月には、建設する場所は旧越原保育園の園舎をそのままにして、あいた場所に建設をするということで一旦合意形成ができました。

しかし、ことしになって設計プランの協議に入った時点で子育てママの会の皆さんから、この面積では、地域のシルバーの皆さん、老人クラブの皆さんと使用が重なったときに狭いのではないかと、あるいは旧越原保育園の園庭、運動場の面積が狭くなるので子供たちを遊ばせにくいなどの意見が出ました。話し合いの中で、五加サロンは運動場もあるし、五加サロンで活動はできないかという御意見をいただきました。

そこで、これを受けて、五加サロンの運営委員会に調整をお願いしたところ、受け入れてもよいということでしたので、ことしの夏休み、五加サロンで活動をしていただきました。

このような経過もございまして、越原サロンについては、一方で地元の複数の方々からは、既存の施設を活用したほうがよいという御意見も、4月の選挙を通じたりして私が直接いただいておりました。

そこで、計画があるからこれを推し進めるというようなことはせず、越原センターを改造し、サロンの機能をあわせ持つ施設に改造する案を御提案申し上げましたところ、地元の皆さんにも受け入れていただきましたので、現在、どのように改造するか、検討に入っているところでございます。

当初のサロン建設の目的と越原センターが現在役割として担っている、または使用していただいている皆さんの意見等をよく聞いて、予算と構造上の問題の許す範囲で最高の形の改造を行いたい、このように考え、丁寧な議論を進めている所存でございます。

以上で答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

改めて村長の思いを伺わせていただきました。

神土、五加は、当初の目的をほぼ達成する形で推し進められ、特に五加に限りましては地域との連携というものが神土サロンよりも増しているということを伺いながら、越原サロンの計画につきましても、新たな施設をつくらないで現状の越原センターを改修するという中に、村長のお言葉にありましたように地域との連携、特に今まで使っていた地域の中での使用目的を継承しながら、そこに神土、五加が持っているサロンの機能を足されるということで、現在、地元での話し合いの中でも、もともとの越原センターの担当ではなく、新たに保健福祉課を中心としました役所の窓口として、今、改修計画が進められている状態です。

そこで、再度の確認をしたいわけですが、確かに今まで地元で使っていた目的の中には保健福祉課の担当部分というのは含まれていなかったわけではないですが、担当としてはなかったわけですが、新たな越原センターの改修計画の中心となる場所は保健福祉課になっております。先ほどの村長の答弁の中にありましたように、健康でありますとか、福祉、そして高齢化という言葉、それから子育て、それから世代間を超えたというところは全て保健福祉の中に入っております。

そこで、その辺についての新たな質問ですけれども、今後、完成までの状態は、保健福祉の担当の中で改修を行われているということを再度確認ですが、今度完成した折に、今まで保健福祉がその施設を監修したり、それから手入れをする、それから補助予算の出どころが保健福祉ではなかったと思いますが、今後の、仮称ですので、改修ですので越原センターでいいと思います。越原センターの運営につきましての村のかかわり合いは、今、村長はどのように考えておられるか、お答えください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

改造プランの検討、それから工事の監理等は、保健福祉のほうが今まで2つの施設の経験がございますので、そのまま続けてやります。

ただし、ちょっと制度名は正確ではございませんが、農政関係の補助金で建てた建物でございますので、農務係がそれに関してアドバイスや上級官庁への届け出等は、そういった部分を受け持ちます。

これはどこの課が、縦割りの悪い弊害をもってやるというような御心配もあつての御質問かと思いますが、十分調整をさせながら制度設計もしてまいりたいということを思っております。

でき上がりました後の運営につきましては、これはまだはっきり決めてございません。当然、もともとの施設がそういった地域での管理をいただいている、越原区への委託をしてやっていた建物がございましてそのことは変わりませんが、越原区との調整も必要ですし、そこでやる事業については保健福祉のほうを担当する部分もございすけれども、建物そのものの施設は、今までと同じような形で運営をしていただきたいなあというふうには思っております。

これはどこが担当するということをはっきりと決めなくても十分できるというふうを考えておりますので、内容ができてきて、そして運営規定等の見直しも多分必要になってきて、そういった中での検討も踏まえて、これは決定をさせていただきますが、現在のところは現状どおりの管理の仕方ではできないのかというふうには思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

まだ完成もしていない施設についての質問でしたので、村長のお答えはそれで十分かと思っております。

昨年度、それから今年度におきましてのサロンに対する予算の執行等と、それから今までの越原センターに対しての村のお金の使い方を見ますと、1桁違う数字として村が負担していただいています。ただし、これは使用の目的でありますとか、実際の使用料の違いも大きくあります。

今度サロンの機能を持たせるということで今までと違って村のほうからも積極的に、その施設が地域で利用される、それから高齢者でありますとか子育て世代の方にももっともっと多く利用していただけるような施策等も加えながら、多く利用して、利用するがゆえに費用負担のほうも考えていただけるようなことをまず将来的に考えていただきたいという希望を加えながら、先ほど村長が申されたように、一つの政策を行うときにいろんなさまざまな多方面の課が絡んでいく、それからそういうことによっていい場合、悪い場合があるというような場合が今度のサロン化計画の中でも発生してくるだろうという一端が見受けられました。

そこで、第2の質問に移らせていただきます。第1の質問の中にありましたように、課がまたいでいるとか、そういう部分を問題視した質問にしたいと思います。

行政業務の分散化についての質問に入ります。

地域振興課、産業振興課、現在、この2つの課が役場に存在しています。名称も似通っている2つの課ですが、その業務内容にかなりの部分で重複される点も見受けられます。そのため、責務の曖昧さや担当の曖昧さを感じます。この2つの課以外の課においても1つの業務が2つ以上の課にまたがっているものがあり、住民の相談を受けたり、業務遂行の際に支障を来しているように感じるときがあります。

そこで、今回、2項目めの質問として、現在設置されている全ての課の設置目的や理由を確認の意味を含めて改めて御説明ください。特に担当区分が曖昧になりがちな部分を重点的に、その違いがわかるように説明をお願いします。

重ねて、行政業務を行う際の住民との窓口や執行担当の分散化、もしくは一本化に関する村長のお考えをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

東白川村のそれぞれの課の設置は、地方自治法の規定に基づき、村長の権限に属する事務を分掌させることを目的に課を設置しております。また、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の規定により設置をしている国保診療所、保健福祉部門及び医療部門と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき教育委員会が設置され、事務局に教育課が置かれております。

桂川議員の御質問は、全ての課の設置目的や理由についてのことでございます。各課の主な分掌事務を紹介しながら、目的について説明をさせていただきます。

まず総務課ですが、村の総合計画や重要な施策の企画や総合調整、議会の運営、人事、予算・決算などの財政管理、消防・防災、交通安全施策等に資することを目的にしております。

次に村民課ですが、戸籍、住民基本台帳に関することや、子育て支援を除く児童福祉、住民福祉

に資することを目的にしております。また、特別会計の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に関することを担っております。

次に建設環境課ですが、道路、河川、砂防事業に資することを初め、村営住宅管理、地籍調査、自然環境及び生活環境の保全、土地改良区に関すること、また特別会計の簡易水道及び下水道の維持管理を行っております。

次に産業振興課ですが、農業、林業、商工業の振興を目的に設置しております。そのほかに、第三セクターの運営や、村有林管理、林業土木などを担っております。

次に地域振興課ですが、フォレストスタイルに関することを初め、村のホームページ及びECサイトの管理・運営に関すること、その他、定住自立圏事業、地域おこし協力隊の活動に関することを担当しております。また、今年度より総務課にありました情報通信係を地域振興課に置き、CATVの番組制作、広報紙の発行を行っております。

次に国保診療所保健福祉部門では、健康づくりや保健指導、心身障害者、児童・母子及び高齢者福祉向上に資することを目的とし、そのほか、生活保護、民生委員、児童委員に関すること、母子保健及び母子健康センターに関することを担っております。

最後に教育委員会教育課ですが、分掌事務について一部を紹介させていただきますと、教育委員会の会議及び運営に関することを初め、教育、文化、体育施設の管理に関すること、社会教育、社会体育の推進、子育て支援及び保育所に関することであります。

次に、曖昧になりがちなどという御指摘の地域振興課と産業振興課でございますが、産業振興課は、先ほど分掌事務で説明しましたとおり、農林業、商工業の振興を目的としており、補助機関の組織として、関係各団体を初め個人事業者を対象に、指導、補助金の交付などを行っております。

また、地域振興課では、平成15年以降に急速に発展をいたしましたインターネット時代に適応できるための中心的な役割を担っております。フォレストスタイル事業や、つちのこマルシェなどのインターネットによる村内物品の販売や、各課の情報提供を公式ホームページや広報紙により情報発信しており、地域おこし協力隊では、木工や緑茶関係の起業支援を行いました。

今、説明しました事業のほとんどが農林業及び商工業の振興に寄与しており、担当課がわかりにくい部分ではございますが、課単独では展開できない横断的な事業をこの地域振興課が担っているということで御理解をいただきたいと思っております。

そのほかの課では、村民課の児童福祉、保健福祉部門の児童・母子福祉、そして教育委員会の子育て支援室の区分がわかりにくいかと思っております。大きく区分すると、一部の支援を除き3歳未満児の保健福祉部門、3歳以上は子育て支援室が担当しております。

特に保健福祉部門と教育委員会の子育て支援室は、住民の方と直接対応する部署でありますので、子育て支援室ができた当初は、住民の方が戸惑われまして御迷惑をおかけしたこともあるかと思っておりますが、この子育て支援室設置から3年以上経過した現在は、業務内容を御理解いただき、定着をしてきたと思っております。

曖昧さについての御指摘ではありますが、なるべくそういうことのないように、課題ごとに村長、

参事、教育長からの的確な指示を出して、迅速に、かつ正確に処理を進めております。各課、そして職員個々の間の連携や報告、連絡、相談、指示については随分とよくなってきていると感じておりますが、議員が曖昧さを感じるという御指摘でありますので、まだまだ不十分であるかと反省はいたしております。

次に、窓口執行担当の分散化、もしくは一本化についてどう考えるかという御質問でございますが、組織は個性を持った人間の集団であります。現在のその時代が求めています行政課題を解決するために、適材適所で極めて柔軟に、その時点でとり得る最良の組織体制を編成し、行政事務を執行するのが村長の責務であると思っております。また、そのようにしてまいったつもりでもありません。そして、今後もそのように考えております。

もちろん、地方自治法などの縛りや条例整備等も必要でありますので、その都度、議会の承認が必要でありますし、猫の目のように担当をかえて住民の皆様に迷惑がかからないようにしていくことも大事でございます。しかし、そのことに縛られて業務が停滞しないように、先ほども言いました適材適所、あるいは組織体制、命令系統の直接村長が指示できるような、そういった体制を少しでも目指して構成をしていくつもりでございます。

以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

役場の業務全体についての質問でしたので、分量の多い答弁のほうをありがとうございます。

一番気になっているところが、内部での組織については、先ほど村長がおっしゃられたように、各職員の特性でありますとか、それぞれの業務の特性を考えながら分散化して、時には統合しというのは本当によくわかります。ただし、住民から見たときに、中が変わっていく。例えば、前年度に対して今年度また中が変わっている、このことが必要かどうかということを考えたときに、ブラックボックスといいまして、中が見えなくても一定の条件を与えると一定の効果があらわれるという考え方がありますけれども、役場自身がブラックボックスというと何か情報が隠されるようなイメージがあるかと思えますけど、住民からすると、何がどう機能しているのかを意識するのではなくて、何か必要な情報を与えると必要なものが出てくる、それから必要な相談をやると必要な操作が行われるという、割と単純化されたブラックボックスであることが住民にとっての安心感につながり、それから相談窓口の一本化ということですが、実は「包括」という言葉が行政の中にあります。包括なんていうのはまさに最も先端的な考え方でありまして、相談、何か困ったことは、まず包括へ連絡をとります。そこから包括の方が大切なところへ振り分けていただく、これに近い状態は、実は祝祭日の宿日直の方とかはそれに近い形です。窓口は1カ所です。そうすると、必要があればそこから割り振っていただく、このほうが実は住民は便利であって、平日の各課が動いているときですと、どの課に用事があるかというところからスタートしなきゃいけないので、住民のほう

である程度どの課かを絞りながら連絡していく。

それから、施設、建物が1カ所ならいいんですけども、建物の棟が分散している状態ですと、それがなお顕著にあらわれます。先ほど言われました地域振興課と産業振興課におきましては、確かに中の複雑なこと、それからインターネットが絡んでくること、それから情報発信等が得意な課を2つに分けましたと言われましたが、外から見たときには2つではなくて、中に含まれているものが1つの課になっている状態ですので、外から見たときに2つの課になってしまったというのは、ある意味乱雑さが増してしまったと言わざるを得ないかと思います。

そこで、今後のことなんですけれども、今の課を整理しろとか、統合しろとかという意味ではありません。住民から見たときに、実は何を相談したいのか、それからどんな効果を得たいのかを中心に、住民とのやりとりの方法を再度考えていただけないかというところがこの質問の趣旨になりますので、中の構造ではなくて、住民から見たときの役場がどうあるべきかという観点において、もう一度村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

いろんなパターンが考えられます。よく役場へ用事があって見える方、全く初めて手続に見える方、新しい制度を利用されたい方、いろんなシチュエーションが考えられます。

で、議員が御提案のように窓口を一体化にして、そこからさばっていくというようなセクションがあったらどうかという提案かと理解をいたしました。なかなか現状の職員の人数や体制では、そういった専門の部署を置くことは難しいと思っております。

しかし、当然ながら電話の対応はルールが決まっております。一番最初に電話は誰がとって、次にどこの課へ回すか、この回すときにたらい回しにならないように、あるいは担当者が留守でも必ずお答えができるようにする。あるいは、窓口で、今、村民課が窓口を担当しておりますので、ここに御相談に見えたときに的確に御案内を申し上げる、こういったことを個々の職員が能力を上げまして、それぞれが皆さんに御迷惑をかけないようにしていくのが一番いい方法だと考えて、今後も、職員のいわゆるトレーニング、教育をしっかりとやって、できる限り御迷惑がかからないようにしてまいりたいと思います。

議員御指摘のようなシステムがつくれるのが、かなり大きな市役所では必要かと思いますが、これだけの陣容の、これだけの住民の皆さんを相手にする役場でございますので、決してそれで無理ではないのではないかなど、できるのではないかというふうに考えております。

いろいろ場面場面によっては御迷惑をおかけする場面もあったし、あるかもしれませんが、少しでもそれを減らしていくのが私の責務と考え、今後も、いわゆる庁内での事務事業の分掌は、今、答弁して議員も御理解いただいたところでございますので、対外的な戸惑いを受けないようにする、これは今後も努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

[6番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今、インターネットの時代等がありまして、先ほども地域振興課のようにインターネット、情報発信を専門に扱っていく部署、それから本来総務課が持っておりました村の広報の部門も、今や地域振興課のほうに移っております。

実はインターネットの世界の最も得意とするのは検索のしやすさです。文書ですとなかなか検索できなかったものが、コンピューターを介しますと、知りたいこと、それから欲しいものが即座にどこから調達すればいいかということまでたどり着ける。この辺は、先ほど村長が大きい市役所と違って大変だと申されましたが、実はコンピューターという武器を手にしますと、それがこんな小さな田舎でも可能になる。この辺をあえて希望として踏まえまして、今後、村もシステムを所有され、多大なる税金を使われているコンピューターシステムです。住民とのインターフェース、住民とのやりとりの中に十分御活用なさせて、住民にとって非常に便利な役場、それから便利な村がやってくることを希望として述べさせていただきまして、今回の質問を終えさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。この会議室の時計で11時5分から会議を再開させていただきます。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

2番 安保泰男君。

[2番 安保泰男君 一般質問]

○2番（安保泰男君）

一問一答方式にて質問します。

まず、美しい村推進事業における太陽光発電システムの設置についてです。

平成23年に加盟した「日本で最も美しい村」連合につき、当村でも活動されておりますが、自然に恵まれ美しい自然環境を誇りとし、四季折々の自然と触れ合いができる本村も、近年、CO₂削減による地球温暖化防止を目的に太陽光発電システム設置が見受けられます。これも再生可能エネルギーの普及として必要不可欠なことと思っております。

さて、この再生可能エネルギーの普及を後押ししてきた固定価格買取制度が来年の11月から10年間の期限切れを迎え始め、先日の中日新聞にも掲載されているように、2019年問題が家庭用価格であり、2029年が事業用価格の期限切れ問題になるわけです。

現状では、維持管理についてはさほど問題視されていませんが、事業用に地主を離れた箇所においては、この後10年後、あつてはなりません、最悪の場合、設置業者が事業を取りやめ、放置された場合、困るのは村であり、村民であります。それまでの間でも、地主から手が離れた業者管理にお任せな場所は草木が伸び放題になりませんか。

実際のところ、村内設置箇所数も、農地転換分と建設環境部門への1反歩以上の申請義務づけにおいても、平成28年度以降分しか把握できていないと思われま。

ここで質問としましては、美しい村推進事業の方向性として、自然に恵まれ美しい自然環境を誇りにしていくのか、それとも現実的な、地球に優しい再生エネルギー構築の共存的な方向に行くのか、方向性をお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安保泰男議員の御質問にお答えをします。

太陽光発電施設についての御質問でございますが、まず現在、村内には固定資産税の課税対象施設として把握をしている施設数は27であります。また、1,000平方メートル以上の届け出義務があり、届け出が出ている施設は9施設であります。

そこで、自然に恵まれた美しい環境を誇りにしていくのか、現実的な再生可能エネルギー構築の共存的な方向に行くのかという御質問でございます。

これについて二者択一は大変難しい判断であり、守るべき田畑は守り、個人が自己の判断において、その自己の所有する土地にみずから太陽光発電施設を設置される場合や、自己の所有する土地を譲渡または貸与して事業者がこの太陽光発電施設を設置する場合も含めて所定の法的手続が正当ならば、あえて上位法令などで制限をする、規制をするということは考えておりません。その意味においては共存的な方向であると思えます。景観が悪くなるというだけで個人の財産権を制限することにはいかないという考えであります。

しかし、一方で、森林や茶畑など生産に直結した農地や山林、また天然記念物であるハナノキ自生地や、白川茶発祥地である大沢の幡龍寺跡地周辺の茶畑は、美しい村連合が唱える世襲財産であり、保全すべきであると考えております。

また、設置された太陽光施設が、議員も御心配のとおり、草刈り放置など公共の福祉に反しないよう、これからも指導をしていくとともに協力を求めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁の中で申請されたところについて規制はないということですが、今後、こういう

維持管理、行政のほうが指導されていると思われかもしれませんが、こういう放任、あるいは放置などが発生した場合、そういう規制、あるいは規定みたいなものをつくれるようなお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

このことにつきましては、農地の場合、農業委員会がその農地転用についての手続を踏んでいただくということで、県の手続も踏んで事業ができるということになりますが、その一連の事務の中で事業者に対して東白川村が大事に思っている自然についての御理解をいただくことと、それから放置された場合は文書で指導するよということでも今もやっております。

先般、集落座談会で神付地域の施設についてそういう御質問がございました。早速事業者にも文書等で警告をいたしまして、その事業者によって草刈りがなされたことと承知をいたしております。

これは善良な管理というところでございまして、それ以外はどうするのと言われると、そのことが起きたときに厳しい態度をとるといえることになろうかと思いますが、これを法で、村の場合は条例で規制することについては、なお研究が必要と考えておりますので、現時点では制定する予定ではないということになります。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

現状ではないということですが、今後ともよい方向への検討をお願いしたいと思います。

それと、次に美しい村の維持管理における村内各部門でも事業が行われ、例えば草刈り事業を見ても、各集落の皆さん、シルバー人材の皆さん、学校関連スタッフさん、茶加工組合の皆さんなど、たくさんの方々が維持管理に努めていただいておりますが、各団体に区分、細分化されている業務を村内一つに集約して、維持管理業務委託部門にまとめて、今、行っております各団体に活躍してみえる方々や新規通年雇用増という安定を図れるような形にならないか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

草刈りなどの維持管理業務を集約してはどうかという御提案であると理解をしております。10月に開催をしました集落座談会でも、空き家になった家屋の周辺などの草刈りについて心配であるという御意見が複数ありました。人口の減少と高齢化に伴う課題であると認識をしております。

現在の環境整備は、大別すると、集落自治会による年1回の環境整備作業による白川や道路の環境整備、協定集落による地区別の整備、保全団体による中小河川等の整備、またシルバー人材セン

ターに村や個人がお願いをして行っている作業、また土木業者さんによるボランティア活動による整備、そして行政が直接予算を持って村道の整備等が行われていると、このように大別をされておると思います。

御提案は、これらの業務を集約して雇用の安定や業務の効率化を図ったらどうかという御意見でございます。集約化については、確かにメリットもあるし、これからなお一層高齢化、人口減少が進んだ段階では、検討していく必要性も感じているところであります。

しかし、先ほどの各活動のもととなる資金がそれぞれ別のものであるということや、それを集約するためにはその業務を統括する組織が必要となってきます。先ほども申し上げましたが、将来、もっと人口減少が進み、集落機能が維持できない、このような事態になったとき、あるいはシルバーの皆さんの人材が確保できないと、こういった状況になってまいりましたら、行政が、あるいは違う形でそういった役割を果たす必要が出てくるかもしれません。しかし、そうならないようにしたいと現在はいろんな活動をしていただいていると思っております。

一方で、現在、今御説明した集落の活動や協定集落の活動、保全団体、シルバーの皆さんが官民協働でいうところの民間活動として村を元気にきれいにしているところは大変評価をさせていただいているところでございます。地域をみずからの力で守っていこうという意識の高揚につながる活動であると考えております。そして、これは大変重要なことであると私は思っております。

集約については、全部を一度にという考え方ではなく、必要に応じて、例えばシルバー人材センターのあり方など、課題を解決していく方法で対応をしてみたいと、このように考えております。

以上で答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

質問の内容が今のシステムを放置されたところの草刈りをどのようにしていこうかという形も含めて質問したわけなんですけれども、村内の美化に関しては、今、村長がおっしゃられたような方向性で進められてもいいと思いますけれども、村外の所有者になっている場合、そういうところの維持管理をどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

これを、いわゆる行政がやるということの段階にはまだ至っておりませんので、集落座談会でも私のほうから、できる限り地域でお互いの活動としてやっていただくような方向でぜひともお願いしたいということで、そのために必要な、例えば道具ですとか、あるいは若干の消耗品等のことは

これからもお手伝いをしていくつもりでございますので、できる限りやっていただきたいというふうに思っています。

放置された農地等のことについては農業委員会もしっかりと監視をしていただいて、その所在のこと、将来のことについて御意見を申し上げてやっていくというシステムを動かしておりますので、そういった面での活動にも期待をするところであります。

今、どこどこの草が伸びているからということで、すぐ行政がやるというような体制にはまだちょっと早いかなという考えでおります。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

方向性のほうはそういうことでありがたいんですけども、せっかくだので、当村ではそういう草刈りの業務をやっていますよというような、村外の業者ですね、そういう方にPRされて、逆に請負をして外貨を稼ぐようなことはいかがなものかと思えますけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

太陽光発電システム装置の周辺の草刈り等を地元で請け負ってはどうかという趣旨の提案でございます。先ほども申し上げましたが、先般の集落座談会では、放置されている施設に対して困っているという御指摘がございました。その案件につきましては、先ほど言いましたとおり、農業委員会から文書で注意勧告をして、既に草刈りを実施していただきました。ほかに文書で注意勧告をしているケースもございます。

さて、御提案のことは、その折に地元で請け負う業者を、もしくは団体もあることを知らせる、これは簡単でございます。先ほど言いましたいろんな手続の中でそういった団体があるよというようにお知らせをすることは簡単でございますので、やれることだとは考えますが、その前に、地元で請け負う団体、業者をしっかりと育成といいますか、つくっていただかないと、その広報ができないと思っています。というのは、やはりどこまでが境界であって、あるいは施設の中でその施設の草刈りとかということを考えますと、その草刈りによってケーブルを断線させたとか、施設そのものに飛び石が当たって破損させたというような事態も考えられないわけではないので、そのこともよく承知して、それを請け負う業者があるかないか、これをしっかりと見きわめてから皆さん方に、いわゆる業者さんに周知をする、その手続が必要と考えております。その辺のところは農業委員会事務局で一度検討したい、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ぜひ今後とも、よい方向への御検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、脳ドック費用助成についてお伺いいたします。

日本人の死亡原因の上位が脳の血管の病気なのですが、その多くが脳梗塞で、一旦発病すると、たとえ命が助かったとしても、多くの場合、麻痺など後遺症が残ってしまうと言われております。

全国的に年齢階級別受療率を見ても、50代、60代、70代、80代と、50代から見ると3倍程度の割合で入院数が増加しておりますが、当村の受療率は低い。元気なお年寄りが住んでいる当村でも、50代の若い人にもあらわれてきております。

日本生活習慣病予防協会資料によりますと、脳血管疾患の数は117万9,000人、年間治療費は1兆7,730億円であり、脳梗塞の年間死亡者数は6万6,000人、これは脳卒中による年間死亡者数13万人のうち、約6割が脳梗塞となっております。介護が必要になる原因の第1位で、約2割が脳梗塞などの脳卒中となっております。

当村での脳血管疾患治療受診者数は、昨年度12名の方がおられますが、他町村県内数値から見て受診比率も少ない。元気なお年寄りが住んでいる村と言われておりますが、介護保険を見ましても、数値は年々増加を続け、全国的にも同じ傾向であります。

治療予防はいろいろな方法があるかと思われませんが、まずは自分自身の現状がどうなっているかを知るべきことが大切だと思います。

質問としまして、人間ドックの助成金制度はありますが、脳ドックに対する助成金制度は当村にあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

脳ドックの費用の助成についての御質問でございます。

まず、本村に脳ドックに対する助成制度があるかという御質問、これについては単独での助成制度はありません。現在は、国保の被保険者の人間ドック受診に対して1万円の補助制度があります。

この補助制度の過去2年間の受給件数でございますが、28年度が12件、29年度が11件ございました。

可茂管内の状況はどうかと調べましたところ、国保被保険者の人間ドックに対する助成については、可児市、美濃加茂市と富加町を除き、他の町では助成制度を設けています。ただし、脳ドック単独で助成制度を設けているところはありません。

参考までに、平成29年4月の県下の生活習慣病の受療、いわゆる治療を受けている状況の資料によると、生活習慣病で治療を受けている人の率は、県下で第2位と高く、特に高血圧や糖尿病、痛風、人工透析などは、治療中の人の割合も、また医療費の割合も高い状況であります。

一方、狭心症や心筋梗塞、脳卒中での受療は、人数の割合も医療費も県下では最も低いと言えま

す。

また、平成29年9月のレセプトを見ますと、50代以上、16名の方が脳血管疾患の治療を受けてみえますが、その合併症として、約8割の人に高血圧、約5割の人に脂質異常症や糖尿病があることがわかり、脳血管疾患を患う前にこうした基礎疾患があったと推測をされます。

この2つの資料からも、全身の血管を痛めるような生活習慣病（高血圧や糖尿病など）の治療が早い段階からなされており、その結果、重い障害を残すような脳血管疾患や心筋梗塞等が予防されていると推測されます。

そのため、今後の方針として、脳ドックでの早期発見も大変大切ではございますが、まずは特定健診を確実に受けていただき、将来脳血管疾患につながる生活習慣病の早期発見はもちろん、治療に至らないようにするための生活習慣の改善が図られるよう働きかけを充実、強く大きくしていくことが重要と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

現状のところないということですが、今の答弁の中で、今後そういう制度を検討される御計画はあるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御提案をいただいた案件でございますので検討をさせていただきます。その場合ですが、ほかのところでの状況等も調べておりますが、大体おおむね2分の1等を助成、あるいは上限を設けるというようなこともございます。

今後、助成制度の先ほど申しました有効性や必要性、そして効果、そして財源が必要でございますので、その財源をしっかりと確立させ、それからこういった調査を研究して、議会とも調整をさせていただきますながら検討してまいりたいというお答えでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

今言われたように特定健診の推進が一番かと思われまますけれども、今後とも、いずれにしても、よい方向にもう一度検討していただきたいと思ひますし、東白川村総合戦略を上げている中、村民の皆さんが安心して生活ができるような環境整備を推し進めていただきたいと思ひます。

これもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

それでは、一問一答方式にて質問をいたします。

村内の石造物の保存と年中行事についてです。

去る10月21日に神田神社創建1300年祭が斎行されました。当神田神社は古社であり、創建は養老2年とされ、本年が数えて1,300年に当たるということです。この長い年月を一貫して神社を守り通した先人の方々の御苦勞に対しては深い敬意を払いたいと思います。

一方、この地には1,000年以上の昔から人々が立派に生活をしてきたことが証明されたと思います。

さて、我々が居住する集落にも、規模は小さくなりますが、さまざまな石造物があります。集落や区でお祭りや維持管理をする神社は、きれいに整備をされていますが、例えば御嶽様、稲荷様、金毘羅様、愛宕様、津島様、観音様、地藏様、庚申様、十三夜塔、十五夜塔、二十三夜塔など、いろんなものがまだまだあります。

村内には、まだまだ歴史を勉強する上で貴重な石造物がたくさん見受けられます。近世以降、明治ごろまでの娯楽の少なかった時代の人々の楽しみは、神社の祭りや各種の講、山の神様の日、十三夜の宵待ち月などがありまして、これは情報量が極端に現代と比べて少なかった時代にとっては、人と人との出会い、そして酒、食事などでのにぎわいが想像されます。また、神にすがり、仏にすがりながら生きてきた村人たちの信仰心の深さも推しはかれます。

下親田と上親田をつなぐ道の脇に金毘羅講の供養塔があります。設置されたのが弘化5年2月10日ということで1848年、これは約170年前に当たります。当時の世相は、浦賀にアメリカやフランスの軍艦が来航して、盛んに日本国に通商を求めている物騒な時期であり、また神土平では伊藤為平が、越原では今井藤松らが製糸業を起業しています。親田の金毘羅講の銘文には、親田講連中、安江茂市ほか代表8名の名前が刻んであります。

江戸時代の庶民にとっては伊勢神宮へのお参りに次いで金毘羅祭りは憧れでありましたが、経済的な負担が大きかったので、金毘羅講という互助組織を結成して公金を積み立て、交代で讃岐国、象頭山の松尾寺に参拝し、厄よけ祈願をして、お札をもらい、各戸に配ったものではないかと考えられます。

大正15年の拝殿の改修時には六十余名の講中がありましたが、現在では、わずかに数名の方が守りと祭りをされています。しかし、長年の風雨のため、拝殿の屋根も抜け落ちてしまいました。ことしの春ごろから、拝殿の取り壊しと塔の移転の話が出ました。塔はなるべく多くの人に見てもらえるようにということで、神明神社の境内に11月25日に移転をして、遷座していただきました。費用は、昔の講中と思われる方々より寄附金を受けました。

これは私どもの地元の一例ですが、今後の人口減少に伴って、このような事態が次から次へふえてくると思います。過去、村人が心のよりどころとして信仰を集めてきた石造物の守りや祭り事ができなくなってきた場合に対して村はどのような対策を考えてみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをいたします。

村内各所のさまざまな信仰や、そしてそのほこら、石造物は、私たちの先人たちが長い年月の間大切にしてきた心のよりどころであり、またそのお祭りや集いは、当時の人々をつなぐ場でもあり、とうといものであるといったお考えは、私も全く同感でございます。

さて、比較的大きな神社等は維持管理ができますが、小規模な信仰やそのほこら等は、人口減少もあって世話が難しくなることが予想される、その場合、村の考えはどうかという御質問でございました。

地域にある各種の石造物やそのほこら等は、かつては地元の人々や大勢の講中の方々によってお参りとともに管理がなされておりました。しかし、お世話の行き届かないところも生じてくるかと考えております。この対応といたしましては、今回、議員の地元の親田地域の皆さんが手本を見せていただきました。このように、地元の関係の方々で御尽力いただくことが基本と考えます。それに信仰やお世話の今までの経緯や、また関係者の範囲も地元でないとうわらないということもございます。何よりもその心とか思いの分野の事柄でございますので、これは地元で対応いただき、可能な限り大切に守っていただきたいと思います、このように考えます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

これまでにお聞きしたところでは、既に中谷地区とか黒淵地区では以前からこういうことが話をされて、集積も始まっているということを知っております。

今回のことで親田の神明神社の境内には、既にありました稲荷様と、そして御嶽様、今度入れた金毘羅様を入れて、神明様とともに4つの神様が同居しておることになるかと思っております。

続きまして、今度は御嶽講についての紹介をしたいと思います。

私たちの村に大きな変動をもたらしたのは、明治44年の国鉄中央線の全線開通でありました。それ以前の白川街道は、夏場は御嶽参りのコースとして八百津の黒瀬湊から太田町、下麻生方面、いわゆる塩道ですけれども、これを通り、加子母村を通って渡合から木曾・王滝村に通じる街道として大変にぎわったということでもあります。これに加えて信州・飛騨方面への旅人たちも多く、特に神土平は、その宿場町として非常に栄え、明治24年に村役場が調査した史料によると、1年に

7,000人を超える宿泊者があったとされています。全盛期には30軒近くの旅人宿があり、料理・飲食店は全盛期に32軒、そして20人近くの酌婦の方や芸妓の方も3人ほどいたとされています。

今の時代では御嶽参りの人たちで宿場が栄えるなどということは想像もできませんが、当時は伊勢参り、御嶽参りなどは、信仰心の厚さも手伝って人の一生の中で重要なこととして必ず実行されていたようです。

現下さんざめき紅灯のちまたに酔客が集うといったまのにぎわいは、当時、絶好調の波に乗っていた製糸業景気であり、中央線を利用して製品を横浜に輸送して外国に輸出をしていたこともあり、それが要因の一つであろうかと思えます。

黒淵穴沢のハナノキ自生地を経て、付知町へ通じる付知峠から山の尾根を500メートルぐらい登ったところに高岩須の御嶽様があります。地元の方の案内でしたが、越原と付知の境界であり、眼下に付知の町並みがあり、付知峠の景観が広がり、その前方に御嶽の霊峰が遠望できるすばらしいところですよ。広い敷地には何基かの立派な石碑がありますが、越原と付知の講中の中に加子母の方も加わって名前があります。当時の山岳信仰の深さがうかがえ、今後とも末永い保存を望みたいものです。

そこで、2つ目の質問なんですけれども、こういった各種の石造物にまつわる講やお祭り、そして旅の様子、例えば何人で行ったのか、陸路を使ったのか、海路を使ったのか、路銀はいかほど持っていたのか、何日かかったのかなど、非常に興味のあるところですよ。こういったものを記録した書物の保存は、村にはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御嶽教の歴史について大変勉強になりました。ありがとうございました。

質問の趣旨は、そういった記録があるかということですが、各種の地域信仰におけるお祭りや講の様子などを記録した史料で村で保存しているものはないかという御質問については、私たちの先人たちのさまざまな信仰に関しては、昭和57年に発行されました「新修東白川村誌 通史編」の「民間信仰」の分野に記述がございます。これが唯一うかがい知るところであり、祭りや講のさまざまな記録や各神社や講ごとの記録等は、それぞれのところで保管をされている史料しかないかと思えます。

ただ、村誌発刊の際には、村内の貴重ないろいろな古文書等をお借りして編さんをされました。そのときには、一部の史料は村へ寄贈していただいたものもあり、現在、古いもの館で保管がされております。ただ、その中を見たわけではございませんので、議員が御質問の祭りや講について、あるいは開催された場所等の記録があるかどうかは定かではございません。

以上で答弁いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

今回の親田の金毘羅塔、供養塔の遷座に伴い、集落内の方々にお尋ねをいたしました。親田にもありませんでした。その理由は、多分過去に保管をしていた民家が火災に遭い、焼けたのではなかろうかということでありました。

また、御嶽講につきましては、大正時代以降のものが親田には残っており、これでももう100年近いということで、非常に貴重なもので大切にしたいということを考えております。

それから、先日、中津川市の遠山史料館にお訪ねをしましたら、伊勢講というものは苗木藩の武士たちも必ず重要なことということで、交代でお伊勢様へ行き、お札をもらってきたということを書いてみえました。

しかし、金毘羅塔というのは、もともとは一般的には海の神様、航海の神様ということでありまして、山の中のところにとっては珍しいということであり、多分厄よけ祈願のためにつくられたのではなかろうかということを書いてみえました。

「東白川村の石造物」という本が発行されておまして、これは第1集が昭和58年に発行されていて、33基が収録されています。そして、第2集は平成元年に発行されておまして、これにも35基が石仏として収録をされています。いずれも立派なものが写真とともに残されていて、冊子のできればよく、非常に文化的な価値が高いものだと思います。そして、その後には「ふるさとの文化財」というものが昭和61年に発行されています。

私は、10年ほど前に休日だとか夏場の夕方を利用してほとんどの石造物のところへ回って見ましたが、圃場整備の関係とかいろいろありまして、若干確認できないというものもありました。

そういったところで、発刊からもう30年ほどたっておりますので、今後とも後世に残すために新たなこういった史料本の発刊予定はありませんかということをお尋ねいたします。

○議長（樋口春市君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

議員さんが村の歴史ですとか、さまざまな生い立ち等に御関心や御造詣が深いといったことにつきましては、本年4月に就任されました折の広報への抱負ですとか、あるいは選挙ポスターにも掲げられておりましたので承知をいたしておるところでございますし、それからただいまはさまざまな村の信仰等についてのお話もいただきましたところでございます。

高岩須の金毘羅様等は、私も行ったことがありますけれども、ここにこんなところがあって、付知からも見えてお祭りをされた形跡があったなあ、そんな思いのあるところでございます。

さて、ただいま御質問のありました村に关します石造物、第1集、第2集、ともに御発言がありましたように貴重な冊子として残っております。私も当時、教育委員会で、当時の教育長の下で2つの冊子をつくることに携わらせていただきました。若干そのころを振り返りますと、山の中をめぐるって石仏を探し、コケむした彫られた文字に斜めから反射の光を当てて読み取る、それから写真

を撮って、説明をします説明文は関連する文献と照合をし、正確を期した上で、さらに関係の方々
の御意見と点検をいただいて記述をして冊子にしました。これは、公が発行するものについてはき
っちりとした責任が持てるレベルでないということでございます。

したがいまして、さほどないページ数の冊子ですけれども、作成をいたしますには長い時間と労
力、それから慎重な捜査や聞き合わせ、記載内容に責任を持って、さまざまな事柄を経て編さん
をしていく、こんなことについても議員御理解の上と思っております。

そうしたことに關しまして、今後ということに關しては、現在、村や教育委員会のほうへどうし
ても今早急に必要だぞというような御意見等々は直接いただいているところではありませんけれ
ども、議員がおっしゃったように、時を経てして、また必要な部分があるよ、それからそのことが大
事だね、こんなことが検証されれば、これはまた関係の方々の御意見を聞きましたり、あるいは先
ほど言いましたように長期にかかることですので、総合計画との絡みの中で必要か否かを含めた検
討をした熟慮はさせていただくのが必要と考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま大変丁寧な説明をありがとうございました。

今後、2040年に向けて村の人口も減少の一途をたどります。集落内の話し合いの中で現存する石
造物をある程度集積することで供養もでき、そのことにかかわる行事が集約をされると思います。
また、人々の目につくところということで忘れ去られることもないのではと考えます。

先ほど村長がおっしゃったように、まずは集落内での話し合いから始めて、少しでもそういった
希少なものを残そうということかと思えます。

当時の人々にとっての異常な天候異変や、悪疫が流行したり、凶事には恐れおののくしか方法が
なく、各種の信仰に走ったのではないかと思われまます。

信仰とは科学的には解明されるものではないかもしれませんが、現在でも本当に困ったときは、
自然と「神様、仏様」という言葉が誰でも口をついて出るのではないのでしょうか。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。1時から会議を再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第59号から議案第62号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第6、議案第59号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第62号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を関連がありますので一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案59号からお願いいたします。議案第59号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年12月14日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、本文でございます。

人事院勧告に基づきまして、議員の皆様様の期末手当の支給率を改正するものでございますが、説明につきましては新旧対照表のほうでさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページで一部改正の条文でございますが、右側のほうが現行で左側が改正後（案）でございます。

まず現行、第5条、期末手当で、第2項でございます。アンダーラインの部分で条文真ん中あたりでございますが、6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の192.5」を乗じてという文言のところを改正後につきましては、6月に支給する場合においては「100分の167.5」、12月に支給する場合においては「100分の195」を乗じてということで、100分の2.5ずつ引き上げるものでございます。月にしますと、0.05カ月の年間の引き上げということでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第60号でございます。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年12月14日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、こちらの本文でございます。

議案第59号と同じく人事院勧告に基づきまして、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

新旧対照表の3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちら第5条の期末手当の第2項になりますが、2項の条文の後段のほうになりますが、6月に支給する場合においては「100分の212.5」、12月に支給する場合においては「100分の227.5」を乗じて得た額とする、こちらを改正後につきましては、6月に支給する場合については「100分の215」、12月に支給する場合においては「100分の230」を乗じて得た額とするということでございます。こちらと同じく100分の2.5ずつ引き上げる改正で、年間100分の5引き上げるものでございます。

本文のほうにお戻りいただきまして、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第61号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年12月14日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、本文でございます。

こちらと同じく人事院勧告に基づきます改正でございますが、改正の箇所につきましては、医師の初任給調整手当、宿日直手当、それから給料表の改正ということになります。

新旧対照表の5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、13条の3で初任給調整手当でございます。第1項第1号でございますが、医療職給料表の適用を受ける職員に係ります初任給調整手当のところですが、月額「41万4,300円」を「41万4,800円」に引き上げるものでございます。500円の増でございます。

同じく2号のほうで、こちらのほうは医師以外の医学または歯学に関する専門知識を有する方ということで、月額「5万700円」を「5万800円」に引き上げるということでございます。本村に2号に該当する方は見えないということでございます。

続きまして、23条でございます。宿日直手当でございますが、上段の「宿日直勤務を」のところの下線がありまして、括弧のところ追加になってございますが、この辺は条文の整理でございます。金額のほうで、1回の勤務につき「4,200円」を「4,400円」、200円の増をするものでございます。裏面のほうへ行っていただきまして、まず医師の宿日直については、「2万円」を「2万1,000円」でございます。それから、その他特殊な業務を主として行う宿日直ということで、こちらこの施設は、特に東白川村に該当する施設はないんですが、障害者の支援施設等を指しておりまして、「7,200円」を「7,400円」に改めるものでございます。それから、あと特殊な勤務ということで真ん中あたりへ行きますが、退庁時から引き続き行われる場合の勤務に当たりまして「6,300円」を「6,600円」に改めるものでございます。同じく医師については、「3万円」から「3万1,500円」でございます。その下のところで村の規則で定めるその他の特殊な業務については、「1万800円」を「1万1,100円」に改めるものでございます。

2項のところの前段のところは条文の整理でございますが、前項の宿日直勤務のうち、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員については「2万1,000円」ということを「2万2,000円」でございますが、これも今の勤務状態では、この常直的にやられることはありませんので該当者はありません。

が、規則として整備をするものでございます。

続きまして、第23条の4で期末手当でございまして、改正前が「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」となっておりますが、これを「100分の130」に改正するものでございまして、職員については期末手当の率の引き上げの改正はございませんので、こちらの改正につきましては、6月と12月を同じ率に改めるということで、国の国家公務員に合わせて改正するものでございます。

続きまして、7ページへ行っていただきまして、同じく期末手当の特定管理職員につきましては、これは課長以上になりますけれども、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」、6月も12月も同じに改めるものでございます。

同じく3項のところでも再任用でございまして、これは読みかえ規定になりますが、職員の「100分の122.5」を読みかえて「100分の65」と、以下同じ形で読みかえるものでございまして、そちらも改正後については「100分の130」を「100分の72.5」に読みかえ、「100分の110」を「100分の62.5」に読みかえるものでございます。

続きまして、23条の7でございまして、勤勉手当でございまして、裏面のほうへ行っていただきまして、下のほうは議員の皆さんを特別職と同じように、2.5ずつ引き上げるものでございまして、

「100分の90」、特定管理職員については「100分の110」になっておりますが、それを「100分の92.5」、それから特定管理職員については「100分の112.5」に引き上げるものでございまして、

同じように、再任用職員につきましても「100分の42.5」、それから特定管理職員は「100分の52.5」を「100分の45」と「100分の55」に引き上げるものでございまして、

それから、次に9ページのほうでございまして、別表第1で第3条関係になりますが、給料表の改正になります。

まず、参考というか例としまして1級の1号給をごらんいただきますと、改正前が14万2,600円でございますが、改正後につきましましては、1級の1号給で14万4,100円に改正するもので、引き上げ改正です。ここにつきましましては、1,500円の引き上げになりまして、級の若い方のほうを多く引き上げる形になっておりまして、ずうっと同じように調整がされておりまして、12ページのところをごらんいただきますと、一番高い級で7級のところで見ていただきますと、61号給になりますけれども、7級、一番右端のところでございますが、改正前が44万4,500円を44万4,900円ということで、高いほうについては400円の引き上げということで、若い方というか、号給の低いほうの方を高く上げて、号給の高いほうの方を低くといいますが、抑えた上げ方になる調整でございまして、

それから、一般行政職の後の16ページをごらんいただきますと、別表第2で医療職給料表(1)でございまして、これは医師の給料表になりますけれども、1級の1号給を見ていただきますと、24万6,400円を改正後は24万7,900円に引き上げるものでございまして、

あと、同じような形で全体的に引き上げがされているものでございまして、

それから、22ページのほうをごらんいただきますと、イで医療職給料表(2)になりますが、検査技師や薬剤師の給料表になりますが、1級1号給のところでは14万7,500円が改正後については14万

9,000円に引き上げるもので、1,500円の引き上げということでございます。

あと、同じように調整がされてございます。

それから、続きまして29ページをごらんいただきますと、ウで医療職給料表(3)になりますが、こちらのほうは看護師さんの給料表ということになります。1級1号給のところでは16万1,300円を改正後については16万3,000円ということで、1,700円の引き上げということで、あと以下同じように表のほうは全体的に給料改正されておりますのでお願いします。

改正のポイントにつきましては以上でございます。

本文のほうにお戻りをいただきまして、附則でございます。この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、23条の4及び23条の7第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行するというので、1月からの改正ですが、給料表、それから初任給調整手当、宿日直手当が1月1日からでございます。あと期末・勤勉手当の改正については4月1日からということで、従前の例に倣いまして整理をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、村の規則への委任ということで裏面になりますが、附則の2項でございますが、前条の規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村の規則で定めるということでございます。

続きまして、議案第62号でございます。ずうっと給料表をめくっていただきまして、その次の議案でございます。議案第62号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年12月14日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、本文でございますが、臨時職員等の改正につきましては、岐阜県の最低賃金が引き上げになりましたことに合わせまして改正をするものでございます。

説明については新旧対照表の41ページをお願いいたします。

別表第4、第9条関係ということで、事務職等の給料表になりますが、1号給で時間給でございます。「800円」を「825円」ということで、岐阜県の最低賃金のほうが825円になりましたので、それを下回る規定になっておりましたので、25円、県の最低賃金まで引き上げるということでございます。

あとは2号給から同じように25円ずつ引き上げまして、全体のバランスをとっておりますのでお願いをしたいと思います。40号給まででございます。

それから、43ページのほうで(6)で単労職員でございますが、まず表のほうの構成を少し見直しさせていただいたのが1点でございます。

それから、中身のほうでございますが、改正前の中段あたりにあります福祉車両運転手の(1)と(3)というのがございますが、こちらのほうは実際運用がされていないということで削除させていただきまして、福祉バス運転士さんの時間給については1,000円ということで統一をしていきたいということでございます。(2)(3)の規定の根拠もちょっとはっきりしないところがありましたので、

整理をさせていただきます。

それから、清掃職員さんの時間給については「800円」で、最低賃金を下回っておりましたので、「825円」に引き上げるということでございます。

あとは新規で改正後のところで上から2段目のところですが、空白バス運転士さんの賃金の規定がございませんでしたので、ここで整理をさせていただきます。実際、運用はスクールバスさんと同額でしておいたということですが、条文、実際の整理にさせていただきます。

あと、表現の訂正ということで「運転手」を「運転士」に訂正をさせていただきますし、「村有林管理人」につきましては、「村有林管理職員」ということで整理をさせていただきますのでお願いします。

説明については以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の説明の中の3番目にありました単労職員さんの説明のところで、まず1点は、福祉車両運転手さんにつきまして、3通りありました高額の(2)(3)のほうの運用がなかったという話は、どのような決めで設置されていたのが高いほうが運用がなかったのかということと、同時に新しい表で車両運転手となっていましたものがバス運転士という、割と車両としては特定された、わざわざ特定した名称に変えられているわけですが、これは車両運転手のままのほうが汎用性があったのではないかと思いますので、その2点を同時に質問させていただきます。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

車両運転手の(2)(3)につきましては、もともと経験年数とかで分けられていたのでないかなと思いますが、単労の方ですので、実際、半年雇用とか1年雇用ということですので1,000円で統一ということですし、実際、それしか使っていないということでしたので、1,000円ということ整理させておさせていただきます。

福祉バス運転士、バスは、実際、これも呼称が福祉バスという呼び方をしておりましたので、こちらのほうに合わせさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと気になる点は、現状たまたま(2)(3)の運用がなされていなかったということで、実際の福祉バス運転士さんを雇うときにある程度若い人から、高齢者の方の中で雇われるのが本来ですけれども、現状としてという状態でこの1,000円に統一されるわけなんですけど、でも、運転士というのはいろんな形で雇用が難しいという時点で、こういうぱっと見なんですけれども、(2)(3)が運用されていなかったと言いながらも、唯一今回の表の中で減額に見えるところはこの1点だけなんです。ほかは全部減額ではなくて、必ず料金が上がっているんですけど、唯一福祉車両に関してだけ、たまたま運用されていなかったとはいえ、(2)(3)が減額のように見えてしまうんですが、そこについての見解だけ、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

これは引き下げるとか、そういった意味で精査していただいたわけじゃなくて、実際の職員募集とかの雇用の実態に合わせて改正したということでございますので、引き上げるとかという意味ではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第62号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第62号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号から議案第68号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第63号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から、日程第15、議案第68号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件を補正関連のため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第63号をお願いいたします。議案第63号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。平成30年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,907万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,818万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。平成30年12月14日提出、東白川村長。

1 枚おめくりをいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、5ページの第2表の繰越明許費補正をお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正で、追加でございます。款、項と事業名、金額でございます。

10款教育費、2項小学校費、事業名が小学校施設営繕費（小学校空調設備整備工事）でございます。金額が2,331万6,000円でございます。

同じく10款教育費、3項中学校費、中学校施設営繕費（中学校空調設備整備工事）でございます。金額が1,878万円でございます。

金額につきましては、工事費と、それから一部監理費も含みまして繰越額を整理しておりますのでお願いしたいと思います。

国の補正予算によります事業で、補助金の要望の照会が11月にございまして、予算措置も今回の12月議会となりまして、年度末までに工期が確保できないため、予算を31年度に繰り越して工期を確保するものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、6ページのほうをお願いいたします。裏側でございます。

第3表で地方債補正でございます。

まず、1件追加でございますが、起債の目的が学校教育施設等整備事業で、限度額が3,820万円で、起債の方法は普通貸借でございます。利率が4%以内ということで、償還の方法については、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるという方法でございます。

こちら先ほどの繰り越しと同じ事業で、小・中学校の空調施設整備事業に利用するものでござ

います。補正予算債扱いということで、有利な借り入れとなっております。

続きまして、変更でございますが、表のほうは、起債の目的があって、変更前と変更後がございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、説明を省略させていただきます。限度額の変更でございます。

過疎対策事業のほうで限度額が4億8,580万円を4億8,160万円で、420万円、限度額を引き下げるものでございます。中身につきましては、歳入のほうでまた説明させていただきます。

公共事業等につきましては、限度額3,030万円を3,410万円で、380万円の限度額の引き上げでございます。こちらも歳入のところで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、8ページのほうへ行っていました、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1の総括の説明を省略させていただきます。10ページの歳入のほうからお願いいたします。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額が1,408万5,000円でございます。説明のほうへ行ってきました、普通交付税ということで、収支のバランスをとるものでございます。

12款1項3目で民生費使用料で補正額が7万2,000円でございます。4節の老人福祉費使用料で神土交流サロン使用料で施設の使用による増加を見込むものでございます。

13款1項3目で民生費国庫負担金、補正額が27万円でございます。説明のほうで児童手当交付金前年度精算金で、前年度の精算によりまして追加の交付を受けるものでございます。

13款2項2目で総務費国庫補助金、補正額が49万6,000円でございます。1節の総務管理費補助金で40万3,000円でございますが、国民年金運営事業費補助金ということで、システム改修の補助金でございます。2節のほうでは戸籍住民基本台帳費補助金で9万3,000円の追加でございますが、個人番号カード交付事業費補助金でございますが、交付決定によりまして追加補正でございます。

13款2項8目で土木費国庫補助金、補正額が250万円でございます。2節の道路橋梁費補助金で社会資本整備総合交付金、追加交付によりまして増額補正でございます。

10目の教育費国庫補助金で567万8,000円でございます。2節の小学校費補助金のほうでは冷房設備対応臨時特例交付金、同じく3節の中学校費補助金で206万5,000円、こちらも同じくでございますが、中学校への空調施設の補助金で、国のほうの補正予算によりまして措置されるものでございます。

13款3項3目民生費国庫委託金、補正額が1,000円の減額でございます。説明のほうへ行ってきました、住民福祉費委託金、全体で減額は1,000円でございますが、国民年金事務委託金で14万6,000円を減額しまして、新しく年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金ということで14万5,000円追加しておりますが、この差し引きにつきまして、入れかえにつきましては科目の訂正ということで、当初予算にも事務委託金に含めて計上しておりましたが、ちょっと内容が違う趣旨でございましたので、整理をさせていただきましたのでお願いいたします。

14款1項3目で民生費県負担金で補正額が12万2,000円の減額でございます。1節で住民福祉費

負担金のほうでは、国民健康保険基盤安定制度負担金で18万8,000円の減額でございます。これは、本算定をやりまして当初との差が出ましたので減額補正をしたものでございます。5節で児童福祉総務費負担金で6万6,000円の追加でございますが、児童手当負担金前年度精算金で6万6,000円追加でいただくものでございます。

5目で県移譲事務交付金で6万6,000円の減額でございます。説明のほうへ行っていました、生活安全立入検査等移譲事務交付金の1万1,000円の追加から、あと次のページまで増減がございますが、次のページの一番上の下のところですが、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請等に係る事務の3万4,000円までは、交付決定に伴います、当初見込みとの差額の調整ということでございます。

14款2項6目で農林水産業費県補助金、補正額が12万6,000円の追加でございます。説明のほうで被災農業者向け経営体育成支援補助金ということでございますが、これは新規の補助金で、台風21号災害の農家への支援ということで、トマトハウスのほうに補助をいただけるもので、2分の1の補助ということでございます。

8目で土木費県補助金、9万7,000円の減額でございますが、土地利用規制等対策費交付金、交付決定によります減額ということでございます。

16款寄附金でございますが、1項1目で一般寄附金で補正額33万円の追加でございますが、一般寄附金としまして、今井仙二様、安江辰彦様、島倉淑子様、安江誠様のほうからそれぞれ御寄附をいただきましたので記入してございます。

2目で指定寄附金が1,797万9,000円の追加でございますが、ふるさと思いやり基金指定寄附金ということで、8月から10月分が入ったものについて補正予算のほうを整理するものでございます。3節で民生費指定寄附金のほうでは5万5,000円の追加でございますが、社会福祉施設整備指定寄附金でございます。今井修子様と島倉清子様からそれぞれいただいております。10節で教育費指定寄附金のほうでは五加保育園、それから小学校のほうへ指定寄附ということで、古田晃裕様からそれぞれいただいております。

19款へ行きまして、4項4目で雑入でございますが、補正額が2万1,000円の追加でございます。節で雑入で私用電話料でございますが、こちらのほうは中学校のほうで業務に関係がないといいますが、急遽弔電が必要になったということで使用されまして、そちらのほうの収入分でございます。日産自動車のおわび金ということで、リコールに係りますおわび金をいただいております。2万円でございます。

20款で村債でございますが、1項3目で民生債ですが、補正額が420万円の減額でございますが、過疎対策事業債のほうで高齢者交流サロン整備事業で420万円の減額ということでございますが、計画の見直しによります減ということでございます。

8目で土木債のほうでは380万円の追加でございますが、公共事業等ということで380万円、社会資本整備事業、補助金が追加で交付をいただける見込みになりましたので、事業の延長追加を行うもので、そちらのほうへの起債の分でございます。

10目で教育債3,820万円の追加でございます。先ほど来出ております小・中学校の冷房施設対応臨時特例交付金ということでございます。小学校で2,070万円と、それから裏面のほうで中学校で1,750万円の起債の利用でございます。

歳入は以上でございます。

歳出のほうに参りまして、3.歳出。

1款1項1目議会費で補正額が25万3,000円の追加でございます。説明のほうへ行きますと、議会議務局費で25万3,000円、中身につきましては、給料で4,000円、それから職員手当等で24万5,000円の追加でございます。手当については、期末・勤勉手当、超勤手当、休日勤務手当ということと、共済費4,000円の追加ということで、こちらは各所に人件費の補正が出てまいりますが、理由につきましては3点ございまして、まず4月の人事異動の調整を6月に行うわけなんです、なかなかちょっと、ベテランの職員が退職して入れかわったりしまして調整不足の面があったということで、その分が含んでございます。それから、時間外勤務手当の不足分ということで、こちらのほうは台風等の災害の対応と、それから一般業務も含みまして時間外手当がちょっとまだ不足したということで、そちらのほうの3月までの見込みを出しまして追加をさせていただきます。それから、あとは人事院勧告によります給料表の改正に係る分ということでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2款1項1目で補正額が1,896万円でございます。説明のほうで総務一般管理費で、まず給料、職員手当等と共済費の人件費でございますが、給料は29万1,000円の減額、職員手当等で74万1,000円の追加でございます。裏面のほうへ行ってみますと、手当については、扶養、期末・勤勉、通勤、管理職、住居手当等々でございます。超勤手当が162万1,000円ということでちょっと大きな金額になっておりますが、その他の職員の残業の今後の見込みも含めまして不足をしておるものでございます。それから、防災勤務手当のところ80万円が出ておりますが、実際、台風等でこれはちょっと後づけになってございますけれども、80万円の追加補正を予定してございます。役務費のほうでは、通信運搬費ですが3万3,000円ということで、ふるさと納税の礼状に係る不足分でございます。手数料、同じくふるさと納税の寄附金のクレジットカードの決済手数料8万4,000円でございます。負担金のほうに行きますと、ボイラー取扱技能講習会受講料ということでございます。これはボイラー協会のほうから資格取得者を設置してくださいということで指摘を受けましたので、資格を取得するものでございます。積立金については、ふるさと思いやり基金積立金で1,782万4,000円ということで、歳入にありました、いただいた寄附金を全額一旦積み立てるというものでございます。空白輸送事業につきましては臨時雇用賃金ということで、バスの運転士さんの賃金でございます。9月に補正をさせていただきましたが、そのときの計画より運行時間の増ということで、加子母等まで走ったりする面が出てまいりましたので不足してまいりましたので、54万9,000円の追加をさせていただきたいものでございます。

5目で財産管理費で40万4,000円の追加補正でございます。説明のほうで庁用車管理費は、財源補正でございます。先ほどの日産自動車さんの分でございます。総合行政情報システム運営費のほ

うは40万4,000円でございますが、国民年金システム改修委託料でございます。法改正の対応ということでございますが、産前・産後の皆さんの保険料の免除に係る法改正がございまして、そちらのほうのシステムを対応させるものでございます。

6目で企画費26万5,000円の追加でございます。再生可能エネルギー推進事業で急速充電器の電気料が当初見込みより若干そういう形になりましたので、10万9,000円の追加補正でございます。結婚推進対策事業につきましては、報償費10万円の追加でございますが、結婚祝い金のほうを2件分を新たに予定するものでございます。地域活性化推進事業、委託料については、樋口さんの人件費分でございますけれども、5万6,000円の追加でございます。

12目で地方創生事業費でございますが、50万円の追加でございます。うちのこメンバーズカード事業のほうで50万円ということで、事業の増、ポイントの還元の商品券でございますが、50万円の追加でございます。

2款2項1目で税務総務費で補正額は90万円の減額でございますが、給料で3万5,000円の追加、職員手当等で93万5,000円の減額ということで、人件費でございます。

2目で賦課徴収費43万8,000円の追加でございます。こちらのほうは税務情報化推進費ということで、委託料、地方税共通納税システム対応システム改修開発料ということでございますが、システムの対応をさせるものでございます。こちらのほうのシステムの費用については、交付税の措置が見込まれるということでございます。

2款3項1目で戸籍住民基本台帳費、補正額は2万5,000円でございます。給料、手当の人件費で、給料5,000円と職員手当等が2万円でございます。

2目で住民情報処理費ですが、財源補正ということでございます。国・県支出金で9万3,000円、マイナンバーに係る補助金の追加でございます。交付決定に伴います追加でございます。

3款1項1目で住民福祉費、補正額が194万円の減額補正でございます。給料、住民福祉費一般のほうでは給料、手当の人件費で、給料で4万8,000円、職員手当等で5万4,000円の追加補正でございます。国民健康保険特別会計繰出金で204万2,000円の減額でございますが、法定内繰り出しでございますけれども、内容につきましては、特別会計のほうで御確認をいただきたいと思っております。

3目で保健福祉費で397万7,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金で396万2,000円の追加でございます。給付費分、事務費分、それぞれの追加でございます。こちらも内容につきましては、特別会計のほうで御確認をお願いいたします。保健福祉費一般のほうでは、給料、職員手当等の人件費の分、それから積立金のところで社会福祉施設整備基金積立金で、これも寄附金をそのまま積み立てるものでございます。障害者自立支援事業のほうでは財源補正でございます。移譲事務交付金の補正でございます。障害児通所支援事業につきましては、負担金で白川町こども発達支援教室運営費委託負担金の追加で、委託をお願いしております白川町さんのほうの運営費の増に伴います負担金の追加でございます。臨時福祉給付金給付支援事業につきましては償還金ということで、過年度分の事業費の精算、それから事務費の精算ということで、合わせまして42万円のこれはお返しする分でございますが、精算でございます。

4目で老人福祉費で389万2,000円の減額でございます。老人福祉費一般のところでは工事請負費、せせらぎ荘の地下タンク修繕工事を実施しまして、事業が完了しましたので、事業費の確定に伴います減額でございます。それから、20ページのほうへ行きますと、越原交流サロン整備事業でございます。委託料で越原交流サロン新築工事設計委託料の421万2,000円の減額でございますが、事業計画の見直しによりまして減額でございます。神土交流サロン運営事業につきましては、委託料、指定管理委託料で12万円の追加でございますが、人件費の不足によりまして追加でございます。委託料の中身については人件費分でございます。五加交流サロン運営事業は31万円の追加でございますが、まず電気使用料で5万円の今後の不足見込み分でございます。委託料については、指定管理料に係ります人件費の不足ということで26万円でございます。

3款2項1目で児童福祉総務費、補正額は68万1,000円の追加でございます。説明のほうへ行っていただきまして、児童手当交付事業で償還金でございますが、前年度の児童手当交付金国庫分精算返還金ということでございます。精算に伴います返還でございます。子育て支援室運営事業では3万2,000円の追加で、給料、職員手当等と共済費の人件費分でございます。それから需用費のほうへ行っていただきまして、7万1,000円の減でございます。園舎の燃料、電気、水道でございますが、むくハウスの使用の中止に伴います不用分ということで減額をさせていただきます。

2目で認可保育所費76万5,000円の追加でございます。みつば保育園運営費で給料、職員手当等、共済費の人件費の追加や減額でございます。それから需用費のほうへ行っていただきまして、修繕料で施設修繕料で27万9,000円の追加でございますが、ちょっと座談会の折に御指摘を受けたりしまして、換気扇が破損しておりますものの修理をさせていただくものでございます。それから備品購入費のところでは、保育園関連備品ということで御寄附をいただきました御意思に沿った活用ということで、マット等を整備させていただくものでございます。

続きまして、4款1項1目で保健衛生総務費、補正額が11万4,000円の減額でございます。説明のほうでは保健衛生総務費一般のほうで給料、職員手当等、共済費の人件費関係の増減が1点でございます。それから、繰出金のところでは診療所特別会計運営費繰出金が31万2,000円、それから診療所特別会計施設整備繰出金が7万円ということでございます。こちらのほうも内容の詳細につきましては、特別会計のほうで御確認をお願いいたします。

3目で母子健康センター費2万5,000円の追加でございます。給料、職員手当等、共済費の人件費の整理でございます。

5目で環境対策費25万7,000円の追加でございます。こちらのほうも給料、職員手当等、共済費の人件費の整理でございます。それから、23ページのほうへ行っていただきまして、需用費で消耗品費で文具類9万7,000円の減でございますが、補助事業の土地利用対策のほうで補助金の減額がございましたが、補助金の減に伴います事業費のほうの減ということでございます。それから、負担金、補助及び交付金のところでは住宅用太陽光発電システム設置補助金でございます。新規の申請分、3件分を見込んでおります。繰出金、簡易水道特別会計繰出金25万3,000円の減でございますが、こちらの内容については特別会計のほうでお願いしたいと思っておりますが、人件費関係が主なも

のでございます。

6目で廃棄物対策費30万6,000円の追加でございます。こちらのほうは廃棄物対策総合管理費で繰出金ですが、下水道特別会計繰出金30万6,000円の追加でございます。あわせまして生活排水対策事業のほうでは財源補正ということで、国・県支出金で2,000円の減ですが、移譲事務交付金の減でございます。

続きまして、6款1項2目で農業総務費、補正額は33万1,000円の追加でございます。農業総務費の給料、職員手当等、共済費の人件費の整理分でございます。

3目で農業振興費22万円の追加でございますが、農業振興費各種補助金でございますが、農業振興補助金、被災農業者向け経営体育成支援補助金ということで、台風21号災害に係ります農業者への支援で、トマトハウスに2分の1補助ということで県の補助金を活用するものでございます。

5目で山村振興事業費85万3,000円の追加でございます。山村振興事業費一般のところ補助金でございますが、公の施設等の修繕補助金で白川茶屋の倉庫の整備への補助金ということで、倉庫につきましては、イベント資材の収納用ということでございます。それから、味の館の加工機械修繕補助金でございますが、回転釜や裏ごし機などの修繕に対する補助金で、補助率については3分の2の補助金ということでございます。

7目で農地費については2万4,000円の追加でございます。臨時雇用賃金ということで、単価改正によります2万4,000円の追加でございます。

6款2項1目で林業総務費、補正額は9万8,000円の追加でございます。林業総務費のほうで給料、職員手当等、共済費の人件費の整理が1点でございます。

それから、2目のほうで林業振興費が67万5,000円の追加でございますが、一般林業振興費のところ補助金、林業振興補助金でフォークリフトの購入補助金でございますが、山に生きる会さんのほうで整備を予定されておりますフォークリフトについて2分の1で補助をするものでございます。有害鳥獣捕獲事業のほうについては財源補正、移譲事務交付金を追加でするものでございます。

7款1項1目で商工振興費、補正額は30万3,000円の追加でございます。商工振興費一般のほうでは、給料、職員手当等の人件費に係るものでございます。地域振興費一般のほうも同じく38万7,000円でございますが、給料、職員手当等、共済費の人件費の整理をさせていただくものでございます。

2目で地域づくり推進費155万8,000円の追加でございます。説明のほうへ行っていただきまして、こもればの里総合管理事業のほうで工事請負費、こもればの館の屋根修繕工事23万6,000円と味彩のウッドフェンスの修繕工事で62万円でございますが、いずれも老朽化によるものでございます。屋根については北側のひさしの部分ということでございます。ウッドフェンスにつきましては味彩の屋外のところにありますものでございますが、ちょっと危険な状態になっておりますので早急に対策が必要ということでございます。村内産品販売促進事業のほうでは通信運搬費で宅配便でございますが、ふるさと納税のお礼の品の送料、お米の宅配分でございます。

8款1項1目で土木総務費、補正額が32万8,000円の減額でございます。給料、職員手当等の人

件費の整理でございます。

8款2項1目で道路橋梁維持費、補正額が960万円の追加でございます。道路橋梁維持事業のほうで260万円でございますが、まず委託料のところでは村道の日照木等除去委託料で170万円の追加でございますが、場所については神土・角領線の日向地内でございます。こちらのほうは座談会で要望等を聞いてきたもので、対応させていただきたいというものでございます。それから、工事請負費は村道維持修繕工事でございますが、五葉・神付線の排水路のほうが破損しましたので修繕をさせていただきたいものでございます。社会資本整備総合交付金事業は、工事請負費のほうで杉林線の道路改良工事でございますが、国のほうの補助金の追加交付が見込めましたので工事の延長を追加するものでございます。

続きまして、9款のほうへ行っただきまして、9款1項1目で非常備消防費、補正額が3万6,000円の減額でございますが、消防総務費の負担金のところで煙火消費の許可等委譲事務負担金、それから液化石油ガス販売業者の登録等委譲事務負担金でございますが、これは国の移譲事務を村が受けまして、そのまま可茂消防事務組合のほうに再委託をしておりますので、そちらのほうへ県からいただく委託金を支払うものでございますが、こちらのほうが交付決定によりまして、煙火消費のほうは3万8,000円の減額で、液化石油ガスのほうが2,000円の追加ということでございます。

10款1項2目で事務局費、補正額は95万9,000円の追加補正でございます。教育委員会事務局費のほうでは給料、職員手当等の人件費の整理の分、それから一番下のところで報償費でございますが、委員等の謝礼ということでございますが、学校評議員さんの謝礼でございますけれども、ちょっと大変申しわけなかったんですが、29年度の支払い分が若干漏れておりまして、今回、追加を30年度でさせていただいて支払いをしたいというものでございます。3,000円掛ける5名分の2回分でございます。

続きまして、10款2項1目で学校管理費のほうで補正額2,511万7,000円の追加でございます。こちらのほうで小学校施設営繕費でございますが、委託料のほうで小学校空調設備工事設計監理委託料で263万6,000円と、それから工事請負費のほうで小学校空調設備工事ということで2,181万6,000円の追加でございます。普通教室、7教室分ということでございます。先般の全協で御説明させていただいたとおりでございます。スクールバス管理費66万5,000円の追加でございますが、修繕料でスクールバスの車検や修繕料等でございますが、油圧のサイドブレーキの修繕が新たに起こったということで対応させていただきたいものでございます。

それから、2目で教育振興費で5万2,000円の追加でございます。小学校教育振興費一般のところでは消耗品費で教材用消耗品でございますけれども、寄附金の受け入れに伴いますもので、中身としましては、サッカーボールとかラジカセ、卓球ネットなどでございます。

10款3項1目で学校管理費でございますが、補正額が1,963万5,000円でございます。中学校管理費一般のところは財源補正で、その他雑入で1,000円の追加でございます。中学校の施設営繕費のほうでは、委託料で中学校空調設備工事の設計監理委託料のほうで235万5,000円と工事請負費のほうで1,728万円の追加でございますが、普通教室、4教室分ということでございます。

一般会計については以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第64号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成30年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,843万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月14日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書の説明を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページをごらんいただきます。

2. 歳入。

3款1項2目国庫負担金減額措置対策費補助金、補正額は3万円の増でございます。こちらは補助金の額の確定によるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は204万2,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分としては117万8,000円の減、保険者支援分につきましては18万2,000円の減ということで、こちらは負担金額の確定によります減額でございます。職員給与等繰入金136万円の減ということで、こちらは人事異動に伴います人件費の減でございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、算定額の確定によりまして67万8,000円の増額でございます。

6款1項1目繰越金、補正額487万2,000円の増でございます。前年度繰越金を繰り入れまして収支のバランスをとるものでございます。

8ページの歳出をお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額は136万円の減額でございます。説明欄をごらんいただきまして、給料、それから職員手当等の減額でございます。これは人事異動によるものでございます。

7款1項4目療養給付費等負担金償還金、こちらは国庫のほうに返還するものでございます。補正額につきましては、368万5,000円の増額でございます。

続きまして、5目の療養給付費等交付金償還金、こちらは社会保険報酬支払基金にお返しするものでございます。53万5,000円の増ということで、9月補正におきまして4目の療養給付費等負担金につきましては53万5,000円の補正をお認めいただいておりますけれども、今回、この金額につきましては、5目の療養給付費等交付金、社会保険報酬支払基金のほうに支払う分ですので、科目が違っておりましたので、今回、これは修正させていただいて、費目を改めさせていただきまして、

5目のほうに53万5,000円を動かして、4目の本来国保に支払うべきものにつきましては、368万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

国民健康保険につきましては以上でございます。

続きまして、議案第65号 平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成30年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,631万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月14日提出、東白川村長。

こちら2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書の説明を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

7ページの歳入をごらんください。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額につきましては189万6,000円の減額でございます。これにつきましては、現年度分の特別徴収の保険料の減額でございます。これにつきましては、第1号被保険者の方が減ったということと、保険料の本算定によりまして保険料が変わったことを考慮しまして決算見込みによります減額でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額につきましては575万5,000円の増額でございます。これにつきましては、保険給付費増に伴います国庫負担金の増でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額につきましては266万円の増でございます。こちら給付費増によります調整交付金の増額でございます。

6目保険者機能強化推進交付金分で、こちらは新しい事業でございます。補正額は1万円でございます。この事業につきましては、国が200億円の財源を準備しまして、そのうち都道府県分の約10億円を差し引いた残りの金額につきましては、評価点と第1号被保険者の人数によりまして案分して市町村に配付するものでございます。金額につきましては未定でございますので、頭出しとしまして1万円を今回計上させていただきました。この用途につきましては、給付費のほうに充当してもいいですし、基金に積み立ててもいいということで、今回は基金への積み立てを予定しております。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額につきましては845万1,000円の増額でございます。こちら支払基金からの交付金ですけれども、給付費増による増でございます。

8ページに移りまして、5款1項1目介護給付費負担金、補正額は441万7,000円の増ということで、介護給付費増によります県の負担金の増額でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額は391万3,000円の増額ということで、介護給付費増に伴います一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

4目事務費繰入金、補正額が4万9,000円ということで、事務費の繰り入れの増額をお願いする

ものでございます。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額につきましては800万円の追加でございます。保険料の減、それから給付費増に伴いまして、基金からの繰り入れを行って収支のバランスをとるものでございます。

次の9ページをお願いします。

10款1項1目利子及び配当金、補正額3万2,000円ということで、こちらにつきましては介護給付費準備基金利子がこちらで入るものでございます。

続いて、歳出をお願いします。10ページでございます。

3. 歳出。

1款4項1目趣旨普及費、補正額4万9,000円、説明欄をごらんいただきまして、パンフレット等の作成費の不足分の追加をお願いするものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額が1,510万円の増額をお願いするものでございます。

続いて、2目の施設介護サービス給付費は200万円の増額をお願いするものでございます。

5目の居宅介護サービス計画給付費につきましては、600万円の増額をお願いするものでございます。いずれも決算見込みで事業費増によるものでございます。また、これに伴いまして、特定財源の部分にも国・県からの補助金、交付金、負担金、それからその他につきましても、支払基金からの交付金につきまして充当させていただきますのでお願いいたします。

次のページをお願いします、11ページ。

2款3項1目高額介護サービス費、補正額は120万円の増でございます。こちらも給付費の増に連動しまして高額介護サービス費も増額したものでございます。

続いて、2款5項1目特定入所者介護サービス費、こちらにつきましては700万円の増額ということで、ショートステイ等を御利用される方が非常にふえたということで、居住費と食費について支出するものでございます。以上、お願いいたします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額は4万2,000円でございます。特定財源をごらんいただきまして、国・県支出金につきまして1万円につきましては、保険者機能強化推進交付金のほうを充当させていただきまして、その他3万2,000円の利子につきましては、準備基金の利子をこちらに積み立てるものでございます。

12ページ、5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額はゼロ円でございますが、こちらの予算組み替えをお願いするものでございます。説明欄をごらんいただきまして、3つあります真ん中の通所型サービス事業費を104万円減額させていただきまして、訪問型サービス事業費のほうに100万円、一番下の高額介護予防サービス費（総合事業）に4万円を組み替えさせて予算をお願いするものでございます。これに伴いまして特定財源のほうも充当が変わってきますのでお願いいたします。

介護保険は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第66号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成30年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,166万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月14日提出、東白川村長。

2ページから6ページまでを省略させていただき、7ページをごらんください。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額25万3,000円の減でございます。一般会計よりの繰入金、運営費分でございます。

3款1項1目繰越金、補正額217万8,000円。前年度繰越金でございます。

5款1項1目分担金、補正額48万1,000円でございます。水道の新たに加入金が発生しましたので、加入金の分担金でございます。大明神で1件と診療所の40ミリが50ミリに口径が変更になりましたので、その差額分でございます。

3. 歳出。

8ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、補正額22万8,000円でございます。一般管理費22万8,000円の増でございますが、給料と、それから職員手当等のほかに、先ほど歳入で出てきました分担金の額を基金の積立金として繰り出し、積立金を計上させていただいております。

2目の使用料徴収費でございますが、臨時職員の賃金の補正でございます。よろしくお願ひします。

3款1項1目の施設維持管理費でございますが、補正額が215万4,000円でございます。施設維持管理費としまして、まず修繕料で大明神取水場の河床洗掘部の修繕料ということで、近年の豪水、高水により取水場に併設しますブロック積み段の基礎が出ておりますので、早目に予防保全の観点から洗掘防止のための伏せ施工を実施させていただくものでございます。それと工事請負費で190万円出ておりますが、次のページです。まず、施設修繕工事ということで100万円、緊急時に対応するための工事費が不足しておりましたので100万円の頭出しをさせていただきますし、それと簡易水道中央監視室の改修工事ということで、先般の全協の折に説明をさせていただいた維持管理部門の外部委託に対応するため、外部委託者が新年度から監視室に待機していただくように改修を実施させていただくものでございます。

以上が簡易水道特別会計でございます。

続いて、議案第67号 平成30年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。平成30年度東白

川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月14日提出、東白川村長。

これも2ページから6ページまで省略をさせていただいて、7ページをごらんください。

2. 歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金、補正額30万6,000円となっております。運営費分でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額30万6,000円となっております。一般管理費で人件費の補正となっております。よろしくお願いたします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○国保診療所事務局長（河田 孝君）

議案第68号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,381万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年12月14日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読と5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金でございますが、補正額で38万2,000円。一般会計運営費の繰入金が31万2,000円と一般会計施設整備繰入金が7万円でございます。

8款1項1目指定寄附金でございますが、診療所指定寄附金でございます。こちらに記載されてございます2名の方から15万円の御寄附をいただきました。

続きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費でございますが、補正額16万円の減でございます。これにつきましては、給与改定による人件費の改定でございます。給料につきましては9,000円の増額、それから職員手当等につきましては27万8,000円の減額、共済費につきましては10万9,000円の増額でございます。

2款1項1目一般管理費でございますが、こちらは同じく人件費の補正でございますけれども、医師2名、看護師8名、技師1名の分の給与等がこちらの2款のほうで、医業費のほうで支払っております。給料につきましては14万3,000円の増額、職員手当等につきましては14万5,000円の増額

と、共済費は18万4,000円の増額でございます。

1枚はねていただきまして、裏面になりますが、3款1項1目基金積立金でございますが、先ほどお二人の方から御寄附をいただきました寄附につきまして医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。

それから、6款1項1目施設整備費でございますが、補正額が7万円でございます。医療福祉ゾーン整備事業の負担金、補助及び交付金で7万円の負担金でございますが、中身は簡易水道加入分担金でございます。これにつきましては、名商大のほうは40ミリということで、もう既に負担金を支払っておりまして、今度給水装置を50ミリに切りかえるということで、その差の7万円を補正させてもらって支払うものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の16ページで説明のところに防災勤務手当と普通の超勤手当があるんですけど、この超勤手当と防災勤務手当の違いと、あとこの防災勤務手当というのは先ほど説明がありましたが、台風の影響だと思うんですけども、これは既に支払ってあるもので、専決でできたものなどを何か流用するものがあってここに出しているのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

目的は、超勤手当と防災勤務手当は同じ率で防災のほうへ払うということで分けられておるといっただけでございます。

支払いについては、節全体で予算があると支払うことが可能なので、それでちょっと若干ほかの手当をとっておるような形になりますけれども、支払いをしておるとい、以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の防災勤務手当についてなんですけれども、最初の説明が議会費のところでは最初の説明を始めて、それぞれ災害用の勤務が発生したとおっしゃっていたような気がするんですけども、実際に説明資料の中には総務管理費の一般管理費のところだけに唯一防災勤務手当があるわけなんですけど、これは実際にそこへ全部まとめて全ての職員の分が入っているのか、それともそれぞれの

部分にも本当はあるはずなのに量のかげんで工夫されたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（樋口春市君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

防災勤務手当につきましては、総務一般管理費のほうで役場の全職員の分が組んでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

簡易水道特別会計の分担金の先ほどの説明で1件の、13口径だと思うんですけど、41万1,000円の分と、あと40口径から50口径にした7万円の負担で、あと国保診療所特別会計の説明でこの補正額7万円は、この40から50に引き上げるというお話でしたが、この補正予算で既に収入として入っているということは、来年度、もう既に動く予定でこれは補正を出しているということよろしいですか。新年度の予算じゃなくて補正で出す意味を教えてください。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

分担金の額は48万1,000円で2口という話をしましたが、1口41万1,000円は大明神のIターンの垣内さんの分で、7万円の分は、今つくっている診療所の申し込み口径が、栗本学園のときに43万円の負担金をいただいております。50ミリになったときはその差額ということになりますので、その7万円を建設当時にごいただくということになっておりますので、今、工事を既に本管から診療所へ50ミリで取り出す管も行っておるということで、ちょっと後先になって申しわけございませんが、そういったところで歳入の補正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、民生費、19ページの中ほどになりますけれども、障害児通所支援事業についてちょっとお伺いしますが、委託先に対する負担金ということで、これは結構定住率ですとか、要は県とか上位に当たるところに対しての負担金が上位で決められたやつに従って金額が決められてくるというのは結構よくあることなんですけど、この場合は相手が白川町さんに対する運営委託になると思いますけれども、これは横並びの場合において、白川町さんが決めたものに対して、結果的にこ

うなったからうちの議会でも認めてくださいという形でこのような補正が出てくるわけなんですけれども、この場合の東白川村の運営に対するかかわっていく責務というか権利というか、その辺のバランスと、それから金額を決めるときに、あらかじめ向こうで決められたものに対してこの議会で承認しなきゃいけないものなのかということ、その2点についてお伺いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 伊藤保夫君。

○保健福祉課長（伊藤保夫君）

白川町こども発達支援教室の全体の運営費についての村のかかわりについての御質問かと思えますけれども、まず白川町のこども発達支援教室でございますけれども、これについて平成28年度以前は、名称が白川町のことばの教室ということとして運営されておりました。この運営形態につきましては、白川町が白川町社会福祉協議会と管理・運営に関する年度協定書というものを締結されておまして、指定管理料を支払うということと、もう一つは、受託先であります白川町社会福祉協議会は、その指定管理料と障害児の通所支援給付費で全体の運営を賄って見えます。

村は、年度ごとに白川町と心身障害児の通園事業の委託契約書を締結させていただきまして、それぞれ通園事業の申し込みがあった場合、入所を委託しております。

村からの費用は、毎月の利用状況に応じて支払いますこの支援費を国保連を通じて白川町社協に支払っております。

ここ数年はこの支援費だけで教室の運営ができておりましたけれども、今年度につきましては、制度改正と教室の人数減によりまして支援費の額が減額をされたということによりまして、当初決められておりました委託費が当初と比べて増額になったということでございます。

この白川町発達支援教室の全体の運営費用につきましては、毎年終了後、実績報告として村へ報告されておりますけれども、また白川町の決算監査の中で必要があれば社会福祉協議会から細部の書類を提出いただいて監査が行われているというようなことと今聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今のお話の決算監査につきましても、向こうの議会における決算監査になるかと思えます。確かに人数の割合ですとか、事業主体がどうしても他町村にある場合は、委託する側としては立場が弱いというのは重々承知しておりますけれども、この予算なんかにつきましては決定権がこの議会にあるようなないような状態のままでは他の町村の議会が決定していくということに関して、ちょっと不安を感じる中でこの質問をさせていただいたわけなんですけれども、ちょっと村長さんのお考えも伺っておきたいんですけれども、こういう場合は、もう決まったことだから、議会はとにかく認めざるを得んということだと思いますけれども、でも白川町さんの議会がひょっとしたらここに口を挟む部分は持っているとしたら、当議会がどうかかわっていけばいいかということについての

ちょっと考えをお伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

他の町村との委託事業はいろいろ形がございます。今回の白川町とのこども発達支援、いわゆることばの教室、これは向こうがやってみえる事業に私どもの子供さんたちを預けたほうが効率があるということでございます。そこは御理解いただけたと思います。新たに村内でこの事業をやるよりは効率的であるということでお願いしているものであって、その中身については契約でございますので、お互いに話し合いをして、これでよろしいということで当初に契約をしているものでございます。その中で経費がふえた、あるいは利用料が減ったから、あるいは公的な資金が減ったから割合を高くするというので今回依頼があったもので、契約の見直しということでございますので、これを私どもは提案者としてお認めをいただきたいという提案でございますし、議会がこれについて何か御意見を言われるかどうかというのは、これは議会サイドの話かと思っています。私ども執行者としては、白川町との契約、そういうことでやっているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

介護保険特別会計の7ページ、3款2項6目の保険者機能強化推進交付金というものの先ほど説明があったんですが、課長は上手に説明されたのに、私、聞き取れなくて全く申しわけないんですけども、国が200億用意されている新しい施策だという話をされたのですが、実際にどういう形で出てきて、どういうふうに使えるのかというのを、ちょっともう一回説明をお願いしたいんですけど。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

説明不足で申しわけありません。

国が200億の財源を準備して、そのうちの10億ほどが各都道府県に回って、190億ほど残るので、それを評価点といいまして、例えばその評価の仕方は、市町村が保険者機能強化に向けた体制をどうやってやっておるか、それをPDCAサイクルでどう判断しているかとか、それから自立支援、重度防止についてどんな施策をやっておるかとか、そんなようなことを点数化しまして、その点数と、あと第1号被保険者の人数によって配分するというもので、金額につきましては、全然ちょっと予想がつかないんですけども、びっくりする大きな金額にはならないかもしれないんですけど

ども、いただけるということで、今回、補正を出したいと思います。

その使い方については、給付金のほうに充当して使ってもいいですし、基金として積み立てて後日使うというのもオーケーということで、今回につきましては、お認めいただければ基金のほうに積み立てて後日使っていくというようなふうで考えておりますのでお願いいたします。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、農林水産業費になりますが、24ページ、中上になります。山村振興事業費一般で、先ほどの説明でちょっとわかりにくかったので再度説明を求めたいわけですがけれども、真ん中にあります味の館の加工機につきましては3分の2の補助率ということでしたけれども、言葉の聞き取り方で、上の白川茶屋倉庫にも3分の2がかかっているのか、かかっていなかったのか、ちょっとわからなかったので、上の補助率と補助率の根拠をちょっと説明いただきたいと思うんですが。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

この補助金の率については、味の館は指定管理施設ということで、その指定管理の規定に基づいて払っておりますし、それから白川茶屋のほうは農業振興補助金の関係で、その補助率……。

[「一緒」と呼ぶ者あり]

[「これも指定管理」と呼ぶ者あり]

済みません、これも指定管理のほうで払っておりますので、よろしく申し上げます。補助率は一緒です。

[挙手する者あり]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

同じ趣旨で商工費の26ページの真ん中にあります、こもればの里総合管理事業の中で屋根の修繕と、それからウッドフェンス修繕工事につきましては補助率等の説明がなかったと思いますので、それも重ねて質問します。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

こもればの里の外構というか建物に関するもの、これは補助金ではなくて村の直交になりますのでよろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の24ページ、農業振興費のところでは先ほどトマト農家さん、ことしの風害というか、被害に遭われた方の補助金で22万円ということで、先ほどの歳入のほうの説明に県の補助金ということで出たものと、あとは一般財源ということで出していただいているわけなんですけれども、これはトマト農家さんが被害に遭われたとき、今回もすぐ職員の方が対応していただいて、全て回って調べていただいて、被害状況の把握をすぐしていただいて、全く感心しておったところなんですけれども、何件の方に対する補助になるのかと、この県の補助というのはいつもあるのかというか、かなり要望していただいたものなのか、保険的なものなのかということでもちょっと確認させていただきます。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今回、この補助金につきましては、国のほうが県を通してという補助金でございます。対象者は、日向の敏治さん1件、これはその審査に基づいて出たものであって、全体では被災をされた方は、ほかに4件ございます。それで、今回はこの補助金というのは新たにできたもので、特別につくられたものということで、国が2分の1ということで、県のほうはまだ出すか出さんかという、まだはっきりしたことは聞いておりませんが、あれば村が1.5、それで本人が2割というようなことで、あくまでも共済保険もありますけど、共済に入られておる方はその分を差引いて受けられるというような補助金でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第68号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 平成30年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第68号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第16、議案第69号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第69号をお願いいたします。議案第69号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年12月14日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、全国瞬時警報システム、数量、一式、設置場所、東白川村神土平地内。2. 取得の目的、平成31年度から既設機が使用不可となること、また関連設備の老朽化に伴う更新取得でございます。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得価格、933万2,820円。5. 購入先、岐阜市橋本町2-8、富士通ネットワークソリューションズ株式会社岐阜営業所長 金子隆。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

1. 整備の目的でございますが、先ほども出ましたけれども、既設のJアラート受信機におきまして、これまでの機能拡張に伴い、判断すべき情報量が増加している点や処理すべき情報量が大きくなっていることなどから、これらの状況に対応する新型機種への更新、整備を行うものでございます。

また、ケーブルテレビ事業と連携しているL字放送関連設備におきましては、L字放送というのは画面にL型に帯状に表示されるものですが、設備においては機器の経年劣化によって老朽化してきたシステムの改修を行い、円滑な運用と即時性の高いシステムの構築を図りますということでございます。

2. 整備の概要でございますが、既設のJアラート受信機を撤去しまして、消防庁承認のセンチューリーシステムズ株式会社製のJアラート一体型受信機を導入するものでございます。

3. 機器の数量でございますが、まずJアラートの受信機関連設備としましては、Jアラート新型受信機1台、それから表示・操作用ノートパソコン1台でございます。L字放送関連設備につきましては、送出端末が1枚、それから接点ボード用ケーブル1本、それから編成端末、サーバーで

ございますが、1台と、そのほかに無停電電源装置1台でございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の警報システムにつきましては、当然、村民の命にかかわることですので十分これがいいのか。うちは大きな改修があと1年後になったわけですけれども、これは結構な金額の導入なんです。これは新しいシステムになったときにも、そのままこのシステム自身が継続して一緒にできるものかどうかだけ、ちょっと伺っておきたいんですけど。

○議長（樋口春市君）

誰か答えられますか。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

光ファイバー化の件でございますか、に変わったときにということですか、そういうことでしょうか。

そのまま継続して利用できるということでございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第17、発議第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書についてを議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

発議第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

お手元の資料で次のページに提出する議案がありますので、よろしくお願ひします。

それでは、その提出する議案を朗読させていただきます。

幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書。

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。特に、本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える16日が猛暑日となったほか、多治見市や美濃市では40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にある。

特に、園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす教室の室温に関しては、学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、多くの学校で新学期が始まった9月になってもその暑さはおさまらず、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このような中、各市町村では、児童・生徒の学習しやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金も活用し、教室への空調設備の導入に取り組んでいるが、交付金は必要総額が確保されているとは言いがたく、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備にまで交付金が回らないケースが多くなっている。そのため、財政状況の厳しい市町村では、空調設備の設置をちゅうちょせざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「摂氏17度以上、摂氏28度以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に、義務教育の過程において、教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められる。

よって、国においては、市町村における幼稚園や小中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額など、財政支援を拡充するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月14日、東白川村議会議長 樋口春市。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、文部科学大臣、財務大臣となっております。

本文に戻っていただきまして、平成30年12月14日、提出者、桂川一喜、賛成者、今井美和、賛成

者、今井美道。東白川村議会議長 樋口春市様。

よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（樋口春市君）

日程第18、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 樋口春市様。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、申し出をいたします。

平成30年12月14日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員